

第五期舟形町地域福祉計画

(社会福祉法 第107条)

第二期舟形町地域福祉活動計画

(社会福祉法 第109条)

舟 形 町

舟形町社会福祉協議会

令和8年3月

「障がい」の語の表記について

本町では障がいの「害」という漢字は負のイメージが強く、障碍のある方の皆様の人権を一層尊重するという意味で「障碍」の文字を使用するように努めてきました。山形県では、平成19年3月16日からは、法令名などを除いて「障がい」と表記することとなりました。第三期舟形町地域福祉計画では、第二期同様、県の意向にも基づき、従来の舟形町で用いていた「障碍」にかわり「障がい」の表記を用いて作成することとしました。平成21年12月8日、閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」が設置されたことも考慮し、国の法令名や制度の名称、機関の名称などにおいても「障がい」と表記することにしました。

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

1 少子高齢化と人口減少が進んでいます(2025年問題・2040年問題)

日本は2010年ごろから人口が減りはじめ、これからも少子高齢化が進むといわれています。

2025年問題とは

2025年には、いわゆる「団塊の世代(1947～49年生まれ)」が全員75歳以上となり、国民の約5人に1人が75歳以上という超高齢社会になります。その結果、次のような課題が大きくなります。

- 医療・介護を必要とする人が増える
- 社会保障費の負担が増える
- 介護や地域活動を支える人が足りなくなる
- 地域の活動(町内会・見守り等)の担い手が不足する

地域福祉の分野では、「介護が必要な人をどう支えるか」と同時に、「地域の助け合いをどう続けるか」が大きなテーマになります。

2040年問題とは

2040年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者の割合が過去最大の35%程度に達すると見込まれています。高齢者が増える一方で、働く世代(生産年齢人口)は減るため、

- 深刻な人手不足
- 社会保障制度の維持の難しさ
- 地域経済の縮小

といった課題が指摘されています。

2 地域のつながりが弱くなり、孤立が課題になっています

昔は、家族や近所、職場などで助け合う力が自然に働く場面が多くありました。しかし、少子高齢化、人口減少、核家族化、生活スタイルの変化などで、**地域・家庭・職場の「支え合いの土台」**が弱くなってきています。

その結果、次のような「複雑で複合的な困りごと」や、「制度だけでは支えきれない課題」が目立つようになってきました。

複合的な課題の例

- **8050 問題**: 80 代の親が、ひきこもり状態の 50 代の子の生活を抱える
- **ダブルケア**: 子育てと介護が同時期に重なる(または複数のケアが重なる)
- **子どもの貧困**: 生活に必要な条件が足りず、学びや体験にも差が出やすい
- **ヤングケアラー**: 18 歳以下の子どもが、家事や家族の世話を日常的に担う

制度のはざまの例

- ひきこもり、社会的孤立など、既存の対象者別制度に当てはまりにくい課題
- 認知機能の低下や心の不調が疑われても、必要な支援につながりにくい課題

支援につながりにくい例

- **セルフ・ネグレクト**: 支援やサービスを拒否し、孤立して健康や生活が保てなくなる状態

3 新型コロナの影響で、孤立や生活の苦しさが目立ちました

令和 2 年以降の新型コロナ感染拡大では、人と人の接触を減らす生活が求められました。

その結果、

- 高齢者の閉じこもり、孤立、虚弱(フレイル)の進行

- DV や児童虐待、自殺などへの影響
- 休職・離職、減収による生活困窮の増加

などが全国的に課題となりました。

4 国の近年の動向

(1) 高齢者分野：地域包括ケアシステム

国は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体で整える ★「地域包括ケアシステム」★を進めています。

(2) 障がい分野：共生と差別解消

国は、障がいの有無で分け隔てなく共に生きる社会を目指し、制度の整備を進めてきました。

障がい者基本法の改正、障がい者総合支援法、障がい者差別解消法などを通じて、障がいのある人の人権を守る取組が強化されています。

また、読みやすさ・伝わりやすさ(情報のバリアフリー)や、医療的ケア児の支援なども法律で進められています。

(3) 子ども分野：こどもまんなか社会

国は、子どもの権利を大切に考える考え方をもとに、子育て支援を進めてきました。

近年では、こども家庭庁の発足、こども基本法の制定などにより、★「こどもまんなか社会」★の実現を掲げています。

5 地域共生社会と「重層的支援」

(1) 地域共生社会とは

国は、支え手・受け手に分けず、地域の人や団体が「我が事」として参加し、世代や分野を超えてつながり、地域を一緒につくる ★「地域共生社会」★を目指しています。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で暮らす誰もが、高齢になっても、障がいがあっても、子育てや生活の苦しさがあっても、**地域の一員としてつながりを保ち、安心して自分らしく暮らせる地域をつくる**ことです。

6 計画の法的根拠

- **地域福祉計画**: 町が作る行政計画(社会福祉法 第 107 条)
- **地域福祉活動計画**: 社会福祉協議会(社協)が作る活動の計画(社会福祉法 第 109 条)

町の計画は「方向性(方針)」を示し、社協の計画は「具体的な活動(行動)」を示します。両者が連動することで、計画が現場で動きやすくなります。

7 みんなで支える考え方(自助・共助・公助)

暮らしの困りごとは、次の役割分担で支え合うことが大切です。

- **自助**: 自分・家族でできること
- **共助(互助を含む)**: 近所・町内会・ボランティアなど、顔の見える助け合い
- **公助**: 行政が制度やサービスで支えること

特に地域福祉では、近所の助け合いなどの ★共助(互助)★がとても大切です。制度だけでは埋まらない「ちょっと困った」を、地域のつながりで支えられるからです。

8 「地域」の範囲は一つではありません(圏域の考え方)

「地域」といっても、人によってイメージは違います。

家の周り数軒の人もいれば、町内会、地区、町全体を思い浮かべる人もいます。

困りごとは、範囲によって解決の仕方が変わるため、計画では地域を段階的に考えます。

- 本人・家族(最小の単位)
- 隣組・班・組(近所の助け合い)
- 町内会・地区(見守りや地域活動)
- 町全体(制度、専門職、関係機関の連携)

それぞれの範囲で役割を分担し、つながり合って支えます。

9 SDGs との関係

SDGs の「だれ一人取り残さない」という考え方は、地域共生社会と同じ方向を向いています。

地域福祉と関わりの深い目標は、たとえば

- 3:すべての人に健康と福祉を
- 11:住み続けられるまちづくりを
- 17:パートナーシップで目標を達成しよう

です。

第2節 計画策定の経緯

いま日本では、「地域共生社会(ちいききょうせいしゃかい)」という考え方が、これからの福祉の中心にすえられています。

地域共生社会とは、

「福祉の制度が分野ごとに分かれていても、また“支える人”“支えられる人”と決めつけることなく、地域みんなが参加し、世代や立場を超えてつながり合いながら、一人ひとりの暮らしや生きがいを、地域で一緒につくっていく社会」のことです。

この地域共生社会を実現するためには、★地域福祉(ちいきふくし)★を進めることが大切です。

地域福祉は、全国どこでも同じ形にするのではなく、それぞれの町の状況に合わせて、住民・行政・関係機関が協力しながら福祉を進めていく取組です。

これまで、福祉の相談窓口や支援の仕組みは、分野ごとに整備されてきました。たとえば、

- 高齢者：地域包括支援センター
- 障がい：基幹相談支援センター
- 生活困窮：生活困窮者自立支援の相談機関
- 子育て：子育て世代包括支援センター

しかし、近年は次のように、問題が複雑に重なった相談が増えています。

- 8050 問題（親が高齢、子がひきこもり等）
- ダブルケア（介護と子育てが同時）
- ゴミ屋敷、支援を断る、セルフネグレクト
- 高齢と障がいがある重なる課題
- 不登校 など

こうした課題は、ひとつの制度・ひとつの窓口だけでは対応が難しいことがあります。そのため国は、★分野を超えて支える「包括的な相談・支援体制」★を進める方針を示してきました。

さらに、2025 年（団塊世代が 75 歳以上になる）や、将来の医療・介護の体制を見すえ、子ども・高齢者・障がい者などを分けて考えるのではなく、すべての世代を支える仕組みとして「地域共生社会」を進めていくことになりました。

法律の改正により、市町村では、

- 関係機関が連携して相談を受け止めること
- 身近な地域で困りごとを受け止めること
- 住民が地域活動に参加しやすい環境づくりなどを進めることが求められています。

舟形町でも、こうした流れをふまえ、地域福祉計画を「福祉分野の上位計画」として位置づけ、町全体で支える仕組みづくりを進めるために、本計画を策定します。

第 3 節 計画の位置付け

この計画は、国が示している「市町村地域福祉計画のガイドライン」にもとづいて作ります。

ガイドラインでは、計画には次の 5 つを入れることが定められています。

1. 高齢者・障がい・子どもなどに共通して取り組むこと
2. 福祉サービスを適切に利用できるようにすること
3. 福祉を目的とする事業が健全に発展するようにすること
4. 住民の福祉活動への参加を進めること
5. 分野を超えた、包括的な支援体制を整えること

また近年は、★「重層的支援体制整備事業」★という仕組みも進められています。これは、介護・障がい・子育て・生活困窮などの制度を「別々に」ではなく、**一体的に、重なり合う形で支えること**を目指すものです。

舟形町の地域福祉計画は、県の計画とも整合を取りつつ、舟形町の最上位計画である「総合発展計画」とも連動して進めます。

福祉だけでなく、防災・交通・地域づくり・産業なども含めて、町全体の力で「**支え合いの地域**」をつくるのが大切だと考えています。

第 4 節 計画の期間と位置づけ

第五期舟形町地域福祉計画の「計画の期間」は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間です。計画内容の見直しは、社会情勢の変化、国、都道府県等の制度や施策の法改正などを踏まえ、**中間年である令和 10 年度に再度、検討する**予定です(表 1-3-1)。

計画の位置づけと期間

	令和 2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2029)	
総合計画	第7次											
地域福祉計画 (社会福祉法)	第4期地域福祉計画						第5期地域福祉計画					
自殺対策計画 (自殺対策基本法)	第1期				第2期							
障がい者計画 (障がい者基本法)	第4次			第5次								
障がい福祉計画 (障がい者総合支援法)	第6期			第7期				第8期				
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第2期			第3期			第4期					
健康増進計画 (健康増進法)	第2次								第3次			
高齢者福祉計画 介護保険事業計画 (老人福祉法・介護保険法)	第8期			第9期			第10期					
子ども・子育て 支援事業計画 (子ども・子育て支援法)	第2期					第3期						

第五期舟形町地域福祉計画の位置付け

舟 形 町

「第7次舟形町総合発展計画(令和2年度～11年度)」

「第2期舟形町総合戦略(令和2年度～令和6年度)」

「舟形町人口ビジョン(平成27年度～令和42年度)」

『第五期舟形町地域福祉計画』

(令和8年度～令和12年度)

(社会福祉法第107条)

【ライフサイクル】

胎 乳 学 思 青 中 老
 児→ →児→ →童→ →春→ →年→ →年→ →年
 期 期 期 期 期 期 期

個 別 計 画

舟形町母子保健計画	舟形町子ども世代・子育て支援事業計画	ふながた健康21	舟形町障がい者計画	舟形町障がい福祉計画	舟形町高齢者福祉計画	舟形町介護保険事業計画
-----------	--------------------	----------	-----------	------------	------------	-------------

舟形町地域福祉活動計画

(舟形町社会福祉協議会)

第4節 計画の策定体制

●地域福祉計画策定委員会

○第五期舟形町地域福祉計画の策定にあたっては、各種団体、学識経験者、町民代表等で組織された「地域福祉計画策定委員会」(計2回)において、書面により意見を交わし進めました。事務局を健康福祉課に設置し、舟形町民児協会長、主任児童委員、老人クラブ連合会会長、手をつなぐ育成会会長、身障協会会長、光生園副施設長、NPO法人のメンバーで構成されています。

第5節 地域福祉圏域の設定

○本町においては、町内会は、福祉4施設(光生園、えんじゅ荘、ほなみ、徳州苑)に加えて、集落ごとに36の町内会、232の隣組が組織されており、4つの「旧小学校区」(舟形地区、長沢地区、富田地区、堀内地区)、2つの旧中学校区(旧舟形中学校、旧長沢中学校)があります。

第一地域福祉圏域として町全体(計1)、第二地域福祉圏域として旧中学校区(計2)、第三地域福祉圏域として旧小学校区(計4)、そして第五地域福祉圏域として町内会(計36)、そして第五地域福祉圏域として隣組(計232)を、それぞれ設定します。

○地理的条件等(集落)で分けられ、住民同士が共通の生活課題のなかにあり、学校や集会施設という社会資源を共有して活用するものとして「地域福祉圏域」があります。この圏域は固定的なものではありませんが、地域福祉の実現を目標とする地域福祉圏域は、「第三地域福祉圏域(旧小学校区の4地区)」と定め、この地区に地区社協機能、コミュニティソーシャルワーカーを置き、地域の見守り体制の整備を推進します。

ただし、災害時等の緊急事態(ライフラインの寸断)による助け合い、近隣への見守り等を考慮すれば、もっとも活性化しなければならない地域福祉圏域は、第五層地域福祉圏域(隣組)であることには変わりありません。

地域福祉圏域

第一層	地域福祉圏域：町全体	1
第二層	地域福祉圏域：旧中学校区	2
第三層	地域福祉圏域：旧小学校区	4
第五層	地域福祉圏域：町内会	36
第五層	地域福祉圏域：隣組	232

第 2 章 本町の現状と課題

1 人口減少(町の土台が小さくなっています)

舟形町では、人口減少が続いています。

最新の公表値では、令和 8 年 1 月 31 日現在の総人口は 4,521 人、世帯数は 1,822 世帯です。

令和 2 年(5,183 人)と比べると、6 年間で 662 人(約 12.8%)減少しており、町の規模が少しずつ小さくなっています。

人口が減ると、地域の担い手不足、買い物や通院など生活の利便性、見守り体制の維持など、暮らしに関わる課題が出やすくなります。

人口減少

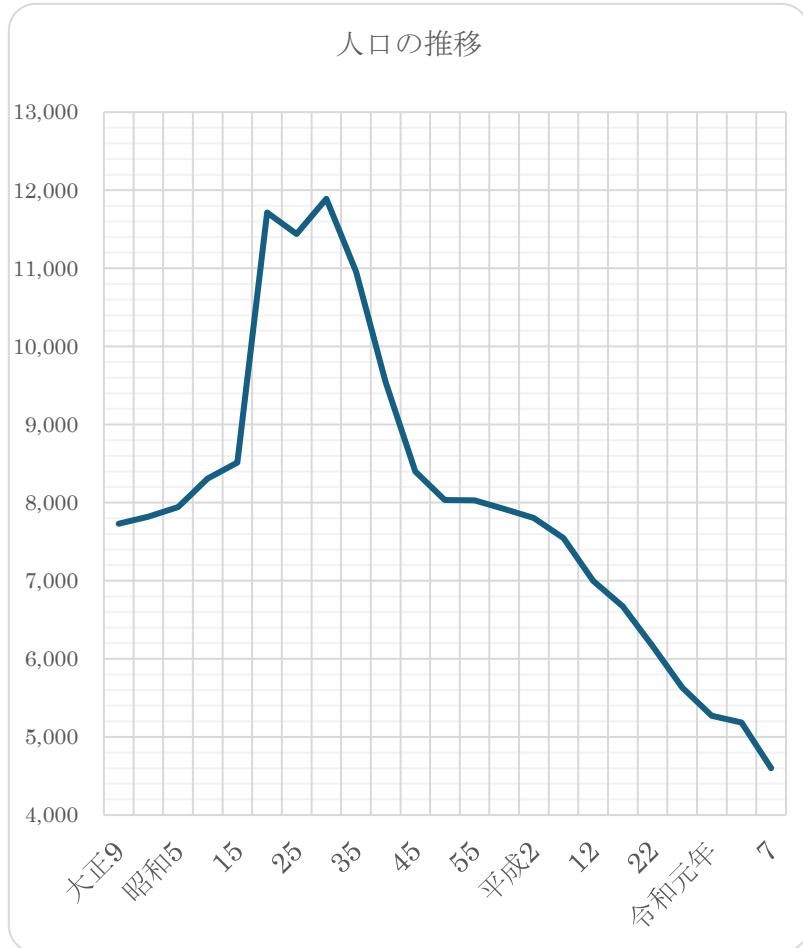
令和 7 年における本町人口は、4,600 人で、第四期計画時の 5,183 人からさらに 1 割強減少しています。ピーク時(昭和 30 年)の 11,891 人から比べると半数を大きく割っています。『舟形町人口ビジョン(平成 27 年 3 月)』による推計では、5 年後におよそ 5,000 人、15 年後には、およそ 4,000 人、30 年後には 3,000 人を割り込んできます(国の推計)。

今後 1 年に約 100 人、10 年で 1,000 が減少していくこととなります(表 2-1-1)。

人口の推移(表 2-1-1)

(単位：人)

年度	人口
大正 9	7,730
14	7,820
昭和 5	7,945
10	8,309
15	8,512
20	11,713
25	11,438
30	11,891
35	10,957
40	9,548
45	8,397
50	8,033
55	8,028
60	7,920
平成 2	7,806
7	7,546
12	6,996
17	6,671
22	6,164
27	5,631
令和元年	5,271
2	5,183
7	4,600



(資料：大正 9 年～平成 27 年 国勢調査、
令和元年～7 年 住民基本台帳)

●人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口は、2015年時の推計で、10年後の2025に5,251人であったものが、実際は4,600人で、推計よりもかなり急速に人口減少が進んでいることがわかります。(表 2-1-2)。

■これからの見通し(将来推計)

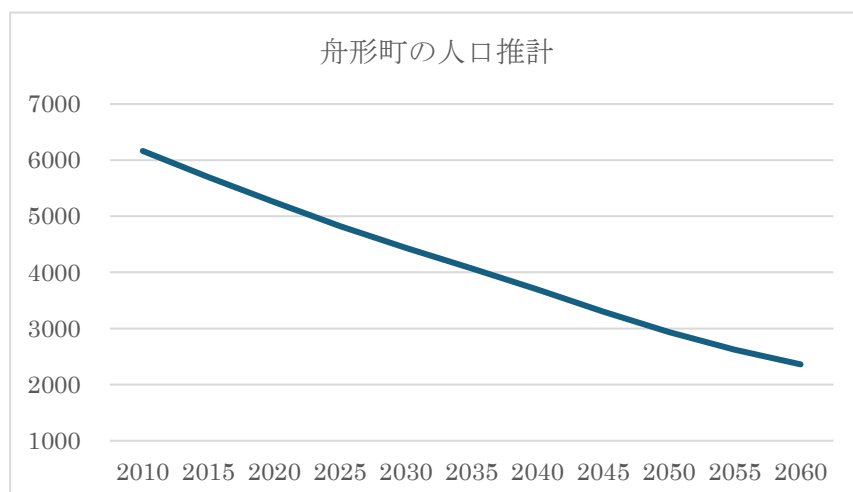
『舟形町人口ビジョン(平成 27 年 3 月)』では、今後も人口が減少していく見通しが示されています(※推計値)。

町としては、人口減少そのものに向き合いながら、★「困ったときに支え合える仕組み」★を強くしていくことが大切になります。

人口推計の推移(表 2-1-2)

(単位：人)

年度	人口
2010	6,164
2015	5,698
2020	5,251
2025	4,822
2030	4,437
2035	4,073
2040	3,696
2045	3,302
2050	2,934
2055	2,622
2060	2,361



(資料：舟形町人口ビジ

ョン)

2 世帯数(「世帯は増えても1世帯あたり人数は少なく」)

人口が減る一方で、世帯の状況は単純ではありません。令和2年の世帯数(1,646世帯)と、令和8年1月末の世帯数(1,822世帯)を比べると、世帯数は増えています。

これは、たとえば

- 一人暮らしが増える
 - 夫婦のみ世帯が増える
 - 家族の人数が小さくなる
- といった変化が背景にある可能性があります。

こうした変化が進むほど、見守り、声かけ、相談のしやすさがより大切になります。

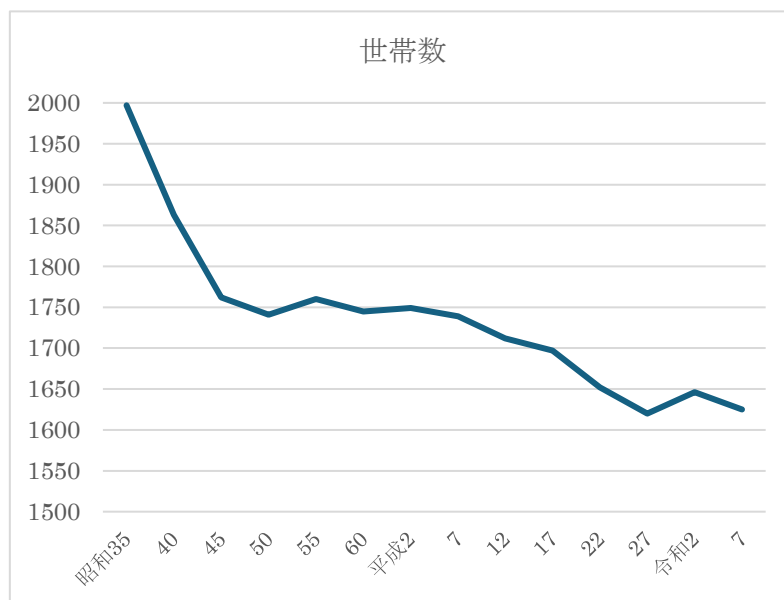
■世帯数

人口減少に比例し、世帯数も減少しています。昭和45年から平成7年まで横ばい状態だった世帯数は、平成7年以降加速して減少しています。しかし、平成27年から令和7年の10年間で、5世帯が減少しています(表2-1-3)。

世帯数の推移(表 2-1-3)

(単位：人)

年度	世帯数
昭和 35	1,997
40	1,863
45	1,762
50	1,741
55	1,760
60	1,745
平成 2	1,749
7	1,739
12	1,712
17	1,697
22	1,652
27	1,620
令和 2	1,646
7	1,625



(資料：昭和35～平成27 国勢調査

令和2～7：住民基本台帳)

3 集落別の状況(地区ごとに減り方が違います)

旧小学校地区ごとに見ると、人口や世帯の変化の大きさは地区によって異なります。町全体として支え合いを進めながらも、**地区ごとの実情に合わせた取組**が必要です(例：移動支援、見守り、通いの場、地域活動の支援など)。

●集落別人口・世帯数

令和2年から令和7年の5年間(住民基本台帳)において、旧小学校地区ごとにみると、人口の減少率は、長沢地区(15%減)、舟形地区(7%減)、富長地区(15%減)、堀内地区(17%減)です(表2-1-4)。舟形地区以外の地区の減少割合が多くなっています。

集落別人口・世帯数の対前回比(表 2-1-4)

町内名等	R2 人口	R7 人口	対前回比	R2 世帯数	R7 世帯数	対前回
長沢地区	1050	887	163△	333	322	11△
野	166	145	21△	54	56	2
幅	146	127	19△	46	44	2△
長尾	88	73	15△	29	25	4△
内山	222	184	38△	67	65	2△
長沢 1	212	174	38△	66	62	4△
長沢 2	83	73	10△	27	28	1
長沢 3	133	111	22△	44	42	2△
舟形地区	2296	2140	156△	801	827	26
経壇原	126	108	18△	47	43	4△
大平	95	86	9△	28	28	0
一の関	226	191	35△	62	59	3△
舟形 1	148	127	21△	56	60	4
舟形 2	95	93	2△	37	47	10
舟形 3	469	497	28	164	177	13
舟形 4	208	205	3△	88	106	18
紫山	204	178	26△	65	61	4△
向山	87	85	2△	29	31	2
沖の原	183	179	4△	59	60	1
鼠沢	4	1	3△	2	1	1△
西堀	311	281	30△	110	106	4△
木友	140	109	31△	54	48	6△
富田地区	980	828	152△	287	279	8△
小松	6	5	1△	3	3	0
長者原	258	218	40△	82	81	1△
福寿野	248	203	45△	68	65	3△
富田 1	200	161	39△	53	50	3△
富田 2	154	149	5△	47	48	1
太折	94	77	17△	28	28	0
馬形	20	15	5△	6	4	2△
堀内地区	640	528	112△	222	212	10△
瀬脇	12	9	3△	6	5	1△
堀内	214	175	39△	70	68	2△
実栗屋	103	89	14△	34	32	2△
洲崎	177	146	31△	58	55	3△
横山	14	13	1△	8	9	1
真木野	21	19	2△	9	10	1
新堀	51	43	8△	20	19	1△
西又	20	13	7△	8	7	1
松橋	28	21	7△	9	7	2△
入所者						
光生園	104	104	0	1	1	0
えんじゅ荘	84	84	0	1	1	0
ほなみ	29	29	0	1	1	0
総数	5183	4600	583△	1646	1643	3△

(資料：住民基本台帳 令和 7 年 4 月 1 日現在)

4 出生数・死亡数(自然に人口が減りやすい)

出生数と死亡数は、平成 2～7 年頃を境に逆転し、出生数は減少傾向が続いてきました。

町の資料では、令和 6 年の出生数は 13 人と示されています。

少子化の流れは舟形町でもはっきりしており、妊娠・出産・子育ての希望が叶えられるよう、切れ目のない支援と、地域全体での支え合いが重要になります。

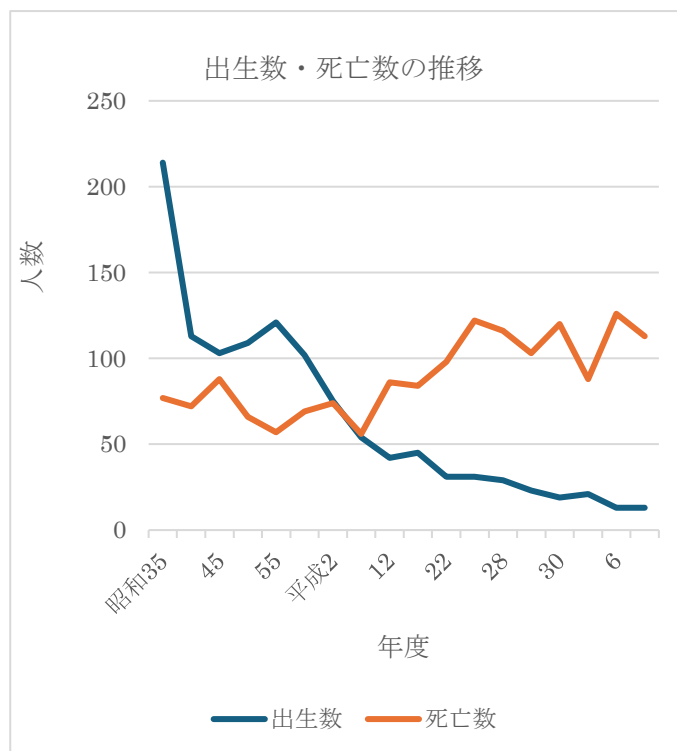
■出生数・死亡数

出生数と死亡数は、平成 2～7 年を境に逆転し、出生数は令和 7 年に 13 人で、減少傾向は加速しています。一方、死亡者数は令和 7 年で年間 113 人の方が死亡しています(表 2-1-5)。

出生数・死亡数の推移(表 2-1-5)

(単位：人)

年	出生数	死亡数
昭和 35	214	77
40	113	72
45	103	88
50	109	66
55	121	57
60	102	69
平成 2	75	74
7	54	56
12	42	86
17	45	84
22	31	98
27	31	122
28	29	116
29	23	103
30	19	120
令和元	21	88
6	13	126
7	13	113



資料 平成22年まで人口動態統計
平成27～令和7年までまちづくり課)

5 高齢者の現状(高齢化が進んでいます)

舟形町は全国的に見ても高齢化が進んでいます。

(参考)町の高齢者福祉計画では、令和5年9月末時点で65歳以上人口が1,632人、高齢化率は35.4%(100人のうち35人が高齢者)とされています。

高齢化が進むと、

- 介護や支援が必要になる人が増える可能性
 - 一人暮らし・高齢者のみ世帯の増加
 - 認知症などへの備え
- といった課題が出やすくなります。

そのため、町としては「制度の支援」だけでなく、**地域での見守り・通いの場・相談体制**を組み合わせ進めていきます。

■高齢者の現状

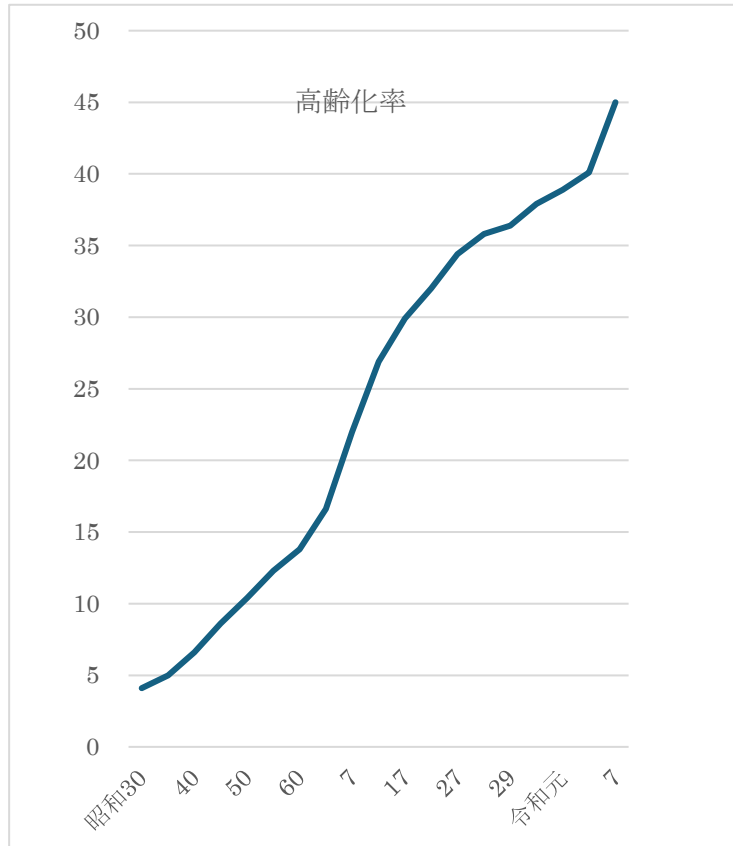
* 高齢化率

令和2年における本町の高齢化率は40%、令和7年に45%になっています。我が国の29.3%、山形県の35.6%と比べて高齢化率は高くなっています。人口の半数が65歳以上も目の前に迫っています(表2-1-6)。

(単位：%)

年度	高齢化率
昭和 30	4
35	5
40	7
45	9
50	10
55	12
60	14
平成 2	17
7	22
12	27
17	30
22	32
27	34
28	36
29	36
30	38
令和元	39
2	40
7	45

(資料：在宅高齢者等調べ)



*** 高齢者世帯数**

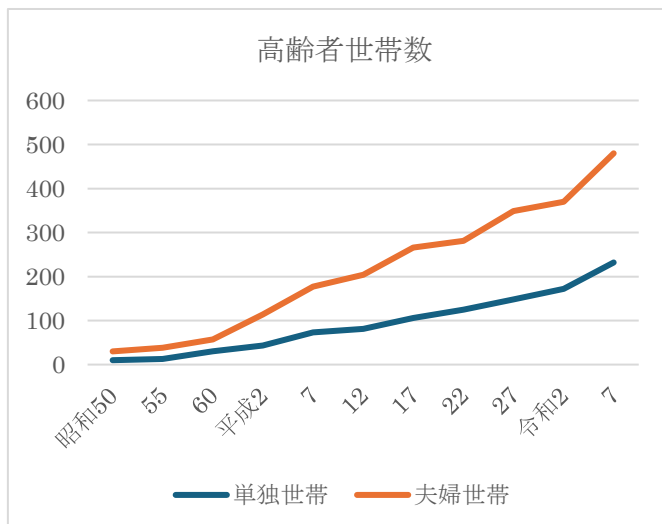
高齢者世帯数は、単独世帯、夫婦世帯共に年々増加傾向にあります。特に夫婦世帯が著しく増加していることが特徴です(表 2-1-7)。

高齢者世帯数の推移(表 2-1-7)

(単位：人)

年度	単独世帯	夫婦世帯
昭和 50	10	20
55	13	25
60	30	27
平成 2	43	71
7	73	104
12	81	123
17	106	160
22	125	156
27	148	201
令和 2	172	198
7	232	248

(資料：在宅高齢者等調べ)



6 介護認定・介護サービスの状況(支援が必要な方への備え)

近年のデータでは、要支援・要介護の認定や、介護サービス利用が一定数あります。とくに、要介護度が重くなる方が増える傾向が見られるため、早めの気づきと、重度化予防が大切です。

* 要介護・要支援認定者数

新規認定者数は、100人前後で推移しています。割合として要支援1、要介護1が多くなっています(表2-1-8)。

要介護度別の審査判定状況(新規)(表2-1-8)

(単位:人)

年度	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成29	1	24	13	32	9	5	7	3	94
30	1	27	19	28	15	10	7	3	110
令和元	0	18	17	24	11	14	8	3	95
R7	1	29	16	23	12	3	7	7	98

(資料:健康福祉課)

* 第1号被保険者の認定者数

認定者数は、過去三年間では400人前後で横ばい状態です(表2-1-9)。

第1号被保険者の要介護度(要支援)認定者の推移(表2-1-9)

(単位:人)

	H12年度	H17年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度
要支援1	20	53	27	37	41	54
要支援2	-	-	55	66	61	41
要介護1	37	95	77	79	76	71
要介護2	42	54	55	56	67	57
要介護3	19	32	60	55	56	54
要介護4	36	46	50	46	59	43
要介護5	42	49	48	46	50	40
計	196	329	372	385	410	360

(資料:健康福祉課)

介護保険サービス(施設)の利用状況

近年の介護保険施設の利用者は、120人前後で横ばい状態ですが、介護老人保健施設への入所は減少傾向にあります(表 2-1-10)。

介護保険サービスの利用状況(入所)の推移(表 2-1-10)

(単位:人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度
介護老人福祉施設	58	51	55	59
介護老人保健施設	36	34	41	21
介護療養型医療施設	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	30	29	29	32
計	124	114	125	112

(資料:健康福祉課)

* 介護保険サービス(在宅)の利用状況

在宅での介護保険サービスの利用については、各年度居宅介護支援、福祉用具貸与が多く、次いで通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、訪問介護、訪問看護の順になっており、それらの利用状況は近年横ばい状態ですが、通所介護は近年利用の減少がみられます(表 2-1-11)。

介護保険サービス(在宅)の利用状況の推移(表 2-1-11)

(単位:人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度
訪問介護	27	26	30	24
訪問入浴介護	1	1	2	3
訪問看護	15	18	15	17
訪問看護・訪問リハビリテーション	0	0	0	2
居宅療養管理指導	3	4	8	9
通所介護	76	71	79	59
通所リハビリテーション	44	39	30	26
短期入所生活介護(療養介護)	25	31	31	20
特定施設入居者生活介護	4	4	9	6
福祉用具貸与	96	98	109	109
特定福祉用具販売	3	3	2	2
住宅改修	2	0	2	2
居宅介護支援	166	161	160	140
計	462	456	477	419

(資料:健康福祉課)

7 障がいのある方の状況(支援ニーズは多様です)

障がいのある方の状況は、身体・知的・精神で傾向が異なります。

精神障がいは増加傾向があり、また手帳等級では重度の割合が高いことも示されて

います。

必要な支援が「医療」「福祉」「生活」「家族」などにまたがる場合があるため、分野を超えてつながる体制が重要です。

■障がい者の現状

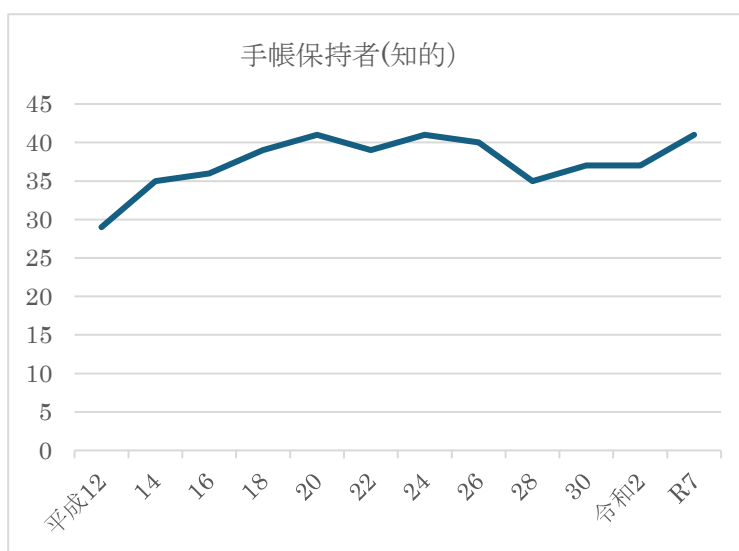
* 知的障がい者数の推移

知的障がい者数は、各年度 30—40 人でほぼ一定しており、微増微減を繰り返しています。令和 7 年度では 41 人となっています(表 2-1-12)。

知的障がい者数の推移(表 2-1-12)

(単位：人)

年度	手帳保持者
平成 12	29
14	35
16	36
18	39
20	41
22	39
24	41
26	40
28	35
30	30
令和 2	37
R7	41



(資料：健康福祉課)

* 身体障がい者数の推移

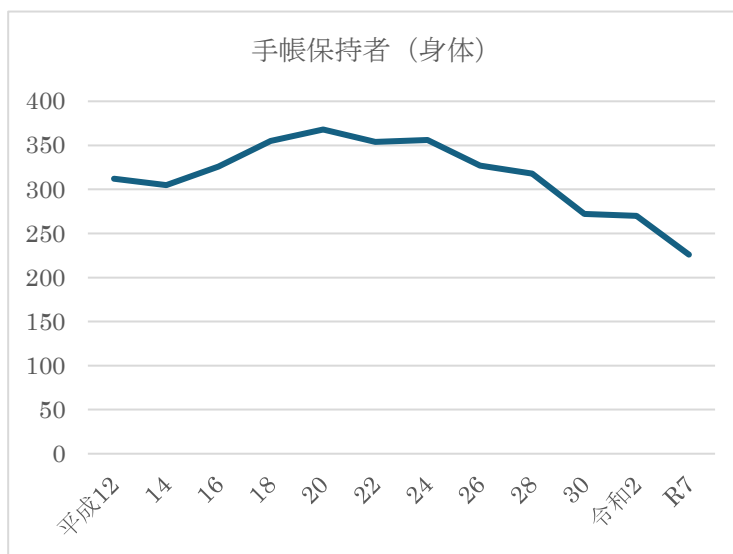
身体障がい者数は、平成 20 年をピークに減少傾向にあり、令和 7 年度は 226 人となっています(表 2-1-13)。

身体障がい者数の推移(表 2-1-13)

(単位：人)

年度	手帳保持者
平成 12	312
14	305
16	326
18	355
20	368
22	354
24	356
26	327
28	318
30	272
令和 2	270
R7	226

(資料：健康福祉課)



* 精神障がい者数の推移

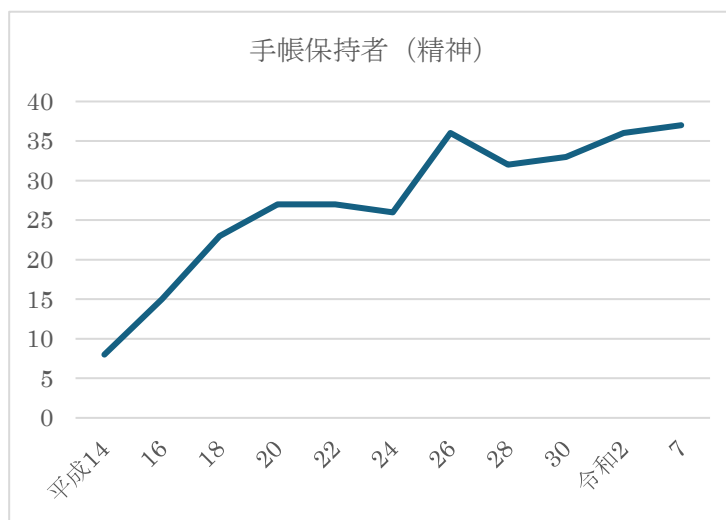
精神障がい者数は、年々増加傾向にあります。知的及び身体障がい者と比べても、年々増加しています(表 2-1-13)。

精神障がい者数の推移(表 2-1-13)

(単位：人)

年度	手帳保持者
平成 14	8
16	15
18	23
20	27
22	27
24	26
26	36
28	32
30	33
令和 2	36
R7	37

(資料：健康福祉課)



* 精神障がい者手帳の等級別人数

精神障がい者手帳を保持している者のうち、ほぼ9割は1、2級で占められており、そのうち三分の一が1級となっています。2級を含めると9割で精神障がいの重度化がすすんでいます(表 2-1-14)。

令和7年度精神障がい者手帳の等級別人数(表2-1-14)

(単位：人)

等級	人数	R7
1級	16	13
2級	15	21
3級	5	4
計	36	38

(資料：健康福祉課)

8 発達に課題のある子ども(学校段階での支援が重要)

発達に課題を抱える子どもは、一定数おり、近年は中学校段階での増加が目立つ傾向があります。

学校・家庭・関係機関がつながり、早期に気づき、必要な支援につなげることが重要です。

*発達障がい児

発達に課題を抱える子どもは毎年27人前後(表2-1-15)で推移してきましたが、令和7年度をみると14人に半減しています。小学生で9人、中学生が4人となっています(表2-1-16)。

発達障がい児数の推移(表2-1-15)

(単位：人)

H29年度	H30年度	R元年度	R7年度
26	28	26	14

(資料：教育委員会)

令和7年度 発達障がい別人数(表2-1-16)

(単位：人)

症状	保育所	小学校	中学校	計
ASD(アスペルガー・自閉症スペクトラム)	1	7	1	9
ADHD(多動性症候群)	0	2	3	5
LD(学習障がい)※疑い			0	0
計	4	10	12	14

(資料：教育委員会)

9 要援護者登録(「いざ」という時に備える)

要援護者登録は、災害時などに支援が必要な方を地域で把握し、助け合いにつなげる大切な仕組みです。

一方で、登録率は高くない状況も見られます。今後は、制度の周知だけでなく、登録しやすさ・安心して相談できる関係づくりが重要になります。

地区別要援護者登録者（高齢者、障がい者）（表 2-1-17）

（単位：人）

町内名及び人口・世帯数			要援護者登録できる者の数（令和7年4月1日）						
町内名等	人口	世帯数	①要介護3~5	②身障手帳1~2	③療育手帳	④一人暮らし高齢者	高齢者のみの世帯	要援護者登録	
								登録可能者	内、登録者数
野	145	56	2	1		6	6	15	0
幅	127	44	3	2		7	8	20	2
長尾	73	25	1	2		2	3	8	1
内山	184	65	6	5		12	13	36	5
長沢1	174	62	1	4		11	6	22	14
長沢2	73	28	1	1		3	3	8	5
長沢3	111	42	4	3		9	4	20	3
経壇原	108	43	0	5		2	12	19	0
大平	86	28	0	1		3	4	8	3
一の関	191	59	5	1		10	8	21	1
舟形1	127	60	2	4		13	8	27	20
舟形2	93	47	2	1		9	3	15	2
舟形3	497	177	1	10	1	23	18	53	32
舟形4	205	106	2	2		16	20	40	14
紫山	178	61	3	4	1	11	7	26	2
向山	85	31	0	0	1	2	0	3	0
沖の原	179	60	2	5		12	10	29	0
鼠沢	1	1	0	0		0	1	1	0
西堀	281	106	5	6	1	12	23	47	8
木友	109	48	0	3		4	12	19	9
小松	5	3	0	0		1	2	3	0
長者原	218	81	2	9		12	13	36	0
福寿野	203	65	0	4	1	4	8	17	11
富田1	161	50	3	4		7	15	29	3
富田2	149	48	3	3		7	8	21	2
太折	77	28	0	2		2	2	6	1
馬形	15	4	0	0		0	1	1	0
瀬脇	9	5	0	0		0	2	2	0
堀内	175	68	2	5	1	12	18	38	14
実栗屋	89	32	1	2		4	4	11	4

洲崎	146	55	5	1		7	12	25	0
横山	13	9	0	1		2	1	4	3
真木野	19	10	1	0		1	4	5	0
新堀	43	19	2	1		2	5	10	0
西又	13	7	0	0	0	1	1	2	2
松橋	21	7	0	0		2	1	3	3
総数	4383	1642	55	92	6	231	265	649	164

(資料：人口及び世帯数は住民基本台帳 令和7年4月1日、その他は健康福祉課 令和7年4月1日)

10 子ども・子育て(人数の減少と支援の継続)

就学前児童や、小中学校の児童生徒数は減少してきました。

子どもの数が減る時代だからこそ、子育て家庭が孤立しないよう、地域全体で支える仕組みづくりが大切です。

■児童の現状

* 就学前児童施設別入所状況

本町では、現在保育所が1カ所整備されていますが、就学前児童数の減少があり、令和2年度では118人の児童が入所していましたが、令和7年では99人と3年連続で100人を割り込んできています(表2-1-18)。

本町の就学前児数の推移(表2-1-18)

(単位：人)

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
118	105	104	91	93	99

(山形県子育て推進部子育て支援課 4月1日現在)

* ひとり親家庭の推移

本町における令和2年度、7年度のひとり親家庭は母子家庭が37人、34人、父子家庭が4人です(表2-1-19)。母子家庭、父子家庭ともに横ばいで、母子家庭は父子家庭の9倍以上になっています。

ひとり親家庭の推移(表2-1-19)

(単位：人)

	R2	R7
母子	37	34
父子	4	4

(令和7年国勢調査 ※20歳未満の子どもがいるひとり親世帯)

*** 小学校・中学校在籍者数**

小学校、中学校に在籍する児童数の急減により、4校あった小学校は平成25年から1校、2校あった中学校においては、平成10年に1校に統合されました。

平成8年から比べると、学級数も小・中ともに三分の一となっています(表2-1-20)。令和7年現在は、小学校が1校、学級数13、児童数162(令和2年、215)人、中学校は1校、学級数は4、生徒数95人(令和2年130人)です。

小学校・中学校在籍者数(表2-1-20)

(単位：人)

年度	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成8	4	31	580	2	13	324
9	4	30	559	2	13	327
10(中学校統合)	4	30	544	1	10	315
11	4	28	493	1	10	305
12	4	27	461	1	10	291
13	4	25	408	1	10	303
14	4	23	386	1	9	275
15	4	23	344	1	8	257
16	4	22	313	1	8	237
17	4	22	315	1	8	220
18	4	21	297	1	8	202
19	4	22	283	1	7	177
20	4	20	277	1	6	153
21	4	20	266	1	7	173
22	4	21	269	1	7	140
23	4	21	259	1	7	141
24	4	21	269	1	7	141
25(小学校統合)	1	13	265	1	6	131
26	1	15	274	1	6	114
27	1	15	274	1	7	123
28	1	13	262	1	7	126
29	1	12	246	1	8	139
30	1	11	234	1	8	137
令和元	1	10	225	1	7	137
2	1	10	215	1	6	130
R3	1	10	199	1	7	186
4	1	10	194	1	6	119
5	1	10	193	1	6	110
6	1	11	178	1	6	97
7	1	13	162	1	4	95

(資料：学校基本調査)

11 新たな社会問題(見えにくい困りごとへの対応)

児童虐待、不登校、ひきこもりなど、家庭や地域の中で起こる困りごとは、表に出にくいことがあります。

「どこに相談したらいいかわからない」を減らし、早めにつながる窓口と支援体制を整えます。

■新たな社会問題等

自殺者は令和7年度に一人でした(表 2-1-21)。近年、高齢者虐待が令和7年度に2人、障がい者虐待、DVなどは発生していませんが、児童虐待は7人が確認されています。ひきこもりは、平成30年度に17人、不登校が平成30年度に2人が確認されましたが、それ以降は把握されていません。(表 2-1-22)。

自殺者数の推移(表 2-1-21)

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
自殺	1	4	0	3	1	1

(資料：内閣府 自殺統計)

その他(表 2-1-22)

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度
児童虐待	4	7	4	7
高齢者虐待	0	2	0	2
障がい者虐待	0	0	0	0
DV	0	0	0	0
ひきこもり	把握なし	17	把握なし	把握なし
不登校	5	2	0	0
孤立死	把握なし	把握なし	把握なし	把握なし

(資料：健康福祉課)

12 生活自立支援(生活の苦しさを一人で抱えない)

生活困窮の相談は年によって増減します。

困りごとは、誰にでも起こり得ます。早めに相談につながることで、解決の道が広がります。町としても、関係機関と連携し、支援につなげます。

■生活自立支援事業の相談状況

本町では新庄市に設置されている生活自立支援センター「もがみ」において、制度開始からおよそ3～10人の相談があり、令和6年度は5人でした(表2-1-23)。

生活自立支援事業の相談者数の推移(表2-1-23)

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談者数	4	5	6	6	5

(資料：生活自立支援センター「もがみ」)

第3章 施策の展開

～地域福祉の推進～

第1節 基本理念

基本理念

「地域住民のすべての人が、人権と自由を大切にされ、安心して暮らせる地域を目指して」

舟形町は、子どもの権利条約や障がい者の権利条約の考え方を大切にし、誰もが、差別されることなく、生まれながらに持っている人権と自由を尊重される地域を目指します。

障がいの有無、年齢、性別、文化、習慣などの違いで分けられることなく、一人ひとりが固有の尊厳をもつ存在として大切にされること。

子どもはいつも★「子どもにとって一番よいこと(最善の利益)」★が考えられること。そして、支援が必要な状態になったとしても、地域の中で社会参加ができ、排除されることなく包み込まれ、住み慣れた地域で、最後まで安心して自分らしく暮らせること。

舟形町は、こうした暮らしを、本人だけでなく家族も含めて支え、安心・安全で、活力ある地域共生社会の実現を目指します。

※「享有(きょうゆう)」とは、「生まれながらに持っている」という意味です。

【基本理念の考え方】

1 困りごとは「本人のせい」ではありません

本計画では、暮らしの困りごと(地域生活課題)を考えると、次の考え方を大切にします。

- 人の体や心の状態(病気、障がい、認知症、心の不調、発達の特性など)

- 周りの環境や人の態度(段差、交通の不便さ、情報が届かない、偏見、無理解、世間体、習慣など)

この両方が重なったときに困りごとが大きくなる、という見方です。
これを「社会モデル」と呼びます。

つまり、困りごとを「本人の努力不足」「家族の問題」と決めつけるのではなく、**地域や社会の側にも原因があるかもしれない**と考え、みんなで改善していく姿勢を大切にします。

2 「見えにくい壁(障壁)」にも目を向けます

困りごとを生む原因には、目に見えるものだけでなく、目に見えにくいものもあります。

- 目に見える壁: 段差、移動手段の不足、制度のわかりにくさなど
- 目に見えにくい壁: 偏見、無関心、世間体、遠慮、相談しづらさなど

また、本人が感じている「生きづらさ」や「つらさ」も大切なサインです。
本人が「自分のせい」と思っていることの中にも、実は社会や地域の仕組みが関係している場合があります。

だからこそ、**当事者の声(感じ方・困り感)**を丁寧に聴き、**地域の課題**として捉えることを大切にします。

3 支える側・支えられる側に分けず、みんなで支え合います

福祉は「支える人」と「支えられる人」を固定するものではありません。
誰でも、人生のある時期に支えが必要になり、また別の時期には支える側にもなります。

舟形町は、社会的孤立や排除のない地域を目指し、必要な人にこちらから声をかける**アウトリーチ**や、いっしょに歩む**伴走支援**を進めます。
そして、地域の人々の暮らしの満足(ウェルビーイング)が高まるように、地域の仕組みや人のつながりを整えていきます。

4 「地域生活課題」とは何ですか

「生活課題」は、社会全体の影響で起きる困りごとです。
「地域生活課題」は、その困りごとが**地域の条件(地域の力、交通、助け合い、理解、**

サービスの量など)によって、特に起こりやすくなったり、解決しづらくなったりするものです。

たとえば、病気や障がいがあっても、他の地域なら参加できる活動が、舟形町では

- 移動が難しい
- 周囲の理解が足りない
- 見守りや助け合いが十分でない
- 必要なサービスが少ない

などの理由で参加できず、孤立してしまう場合があります。

こうした「地域ならではの困りごと」を、計画では「地域生活課題」として捉え、予防と解決に取り組みます。

第2節 基本目標

本計画では、地域共生社会の実現に向けて、次の5つの基本目標を定めます。

- 基本目標1 地域の「気づき力」を高め、早期把握・発見する体制の整備
- 基本目標2 地域の「つなぎ力」を高め、早期に情報提供する体制の整備
- 基本目標3 地域の「相談力」を高め、包括的に相談支援する体制の整備
- 基本目標4 地域の「サービス力」を高め、総合的に支援する体制の整備
- 基本目標5 地域の「助け合い力」を高め、日常生活を支援する体制の整備

【基本目標の考え方】

基本目標1 気づき力(小さなサインを見逃さない)

地域生活課題は、ある日突然、大きくなることがあります。

しかし、その前には、たいてい「いつもと違う」「何か変だ」という小さなサインがあります。

たとえば、

- 最近、外に出なくなった
- 表情が暗い、元気がない

- 家の周りが荒れてきた
- 物忘れが増えたように見える
- 子どもが学校に行けなくなった
などです。

ただし、こうした気づきを妨げるものもあります。

「人に関心を持ちにくい」「世間体が気になる」「声をかけづらい」など、地域の空気や習慣が壁になることもあります。

舟形町は、当事者の声を大切にしながら、地域の中で小さなサインを見つけ、早めに気づける仕組みを整えます。

基本目標 2 つなぎ力(気づいたら、一人で抱えず、つなぐ)

気づいたことがあっても、「どうしたらいいか分からない」「踏み込めない」と感じるのは自然なことです。

だからこそ大切なのが、つなぐことです。

「つなぐ」とは、誰かの困りごとを、秘密を守りながら、信頼できる場所(地域の組織や専門機関など)へ伝え、解決につなげる行動です。

ただし、つなぐことにも壁があります。

「自分が動く理由がないと動けない」「迷惑かもしれない」「間違いだったら…」と不安になります。

舟形町は、学習会・研修会などを通じて、地域の人が「我が事」として考えられるようにし、気づきが行動につながる地域を目指します。

基本目標 3 相談力(相談して、必要な支援につなげる)

福祉サービスは、いきなり提供されるのではなく、必ず「相談」から始まります。

相談の目的は、その人の人権が守られ、本人が自分らしく暮らすための支援を、最も適切な形で整えることです。

相談には大きく2つあります。

1. 住民同士で受け止められる相談(ちょっとした困りごと、地域参加、見守り)

2. 専門職が対応する相談(複雑で複合的、制度が複数にまたがる課題)

舟形町は、介護、障がい、子育て、生活困窮などの支援を「別々」にせず、まとめて受け止める考え方(重層的支援)を進め、どこに相談しても必要な支援につながる体制を整えていきます。

また、専門職どうしが共通の見立てや方法を持てるように、事例検討や研修を重ね、連携を強めます。

基本目標 4 サービス力(縦割りを超えて、必要な支援を確保する)

困りごとが複雑になるほど、「制度の違い」「部署の違い」「年齢の違い」で支援が分かれてしまい、必要な支援が届きにくくなります。

舟形町は、分野ごとの縦割りを超え、

- 必要な支援を組み合わせる
- 足りない資源は地域でつくる(資源開発)
- 多職種チームで支える
ことを進め、地域の「サービス力」を高めます。

また、高齢・障がい・子どもが同じ場で利用しやすい「共生型サービス」の考え方も踏まえ、地域の支え合いを進めます。

基本目標 5 助け合い力(日常の「少し困った」を地域で支える)

サービスを利用していても、日々の暮らしには「少し困った」が必ず出てきます。たとえば、

- ゴミ出し
- 買い物
- 通院の付き添い

- 雪かき
- 話し相手がほしい
などです。

こうした「少し困った」は、制度だけでは埋まりません。
そこで必要なのが、見守り、助け合い、支え合いです。

舟形町は、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるように、日常生活に寄り添う支援を大切に、地域の中で助け合いの輪を広げます。

基本目標の到達点と役割

基本目標 1 気づく力

～小さな変化を見逃さないまちへ～

- 学びの場をつくれます。
地域で起きている問題や、早めに気づくためのポイントを学ぶ学習会・研修会を定期的で開催します。
「知ること」で、見えなかったことが見えてきます。
- わかりやすい情報を届けます。
困ったときの相談先や制度の情報を、ホームページや広報などでわかりやすくお伝えします。
情報が届くことが、支援への第一歩です。
- 当事者の声を大切にします。
困りごとを経験した方やご家族の声は、地域にとって大切な学びです。体験や気づきを共有し、地域全体の理解を深めます。
- 居場所を増やします。
高齢者サロンや子育てサロンなど、気軽に集まれる場を増やします。顔を合わせることで、自然と変化に気づける地域になります。

◆ 町の役割

福祉に関する制度や相談窓口を整えます

町の広報やホームページで分かりやすく情報を発信します

地域福祉計画を策定し、全体の方向性を示します

専門職(保健師・相談員など)の配置と体制整備を行います

◆ 社協の役割

地域での学習会・研修会を開催します

サロンづくりや居場所づくりを支援します

当事者や家族の声を丁寧に聞き取ります

地域の小さな変化を見逃さない体制づくりを進めます

基本目標 2 つなぐ力

～気づいたら、やさしくつなぐまちへ～

気づいたあとが大切です。「どうしたらいいか分からない」そんな不安をなくします。

- 相談先をわかりやすくします。
どこに、どのように相談すればよいかをはっきりお知らせします。匿名での相談も可能です。
- 民生委員や専門職と連携します。
地域の相談役である民生委員や専門職と協力し、早めの対応につなげます。
- 訪問支援も行います。
相談に来られない方には、必要に応じて訪問し、ゆっくりと関係を築きます。
- 安心して相談できる環境づくりを進めます。
情報提供者のプライバシーを守り、安心してつなげられる雰囲気をつくります。

◆ 町の役割

総合相談窓口を整備します

相談情報を適切に管理し、必要な支援につなげます

個人情報を守る仕組みを整えます

専門機関との連携体制を整えます

◆ 社協の役割

地域住民が安心して相談できる雰囲気をつくります

民生委員や地域の支え手と連携します

つなぎ役(情報提供者)の協力を広げます

必要に応じて訪問支援(アウトリーチ)を行います

基本目標 3 相談する力

～どんな相談も受け止めるまちへ～

困りごとは一つではありません。複雑な問題にも対応できる体制を整えます。

- 総合相談窓口を強化します。
身近な場所で、一度の相談で必要な支援につながる体制を整えます。
- 相談員の連携を深めます。
保健・医療・福祉・教育など、分野を超えて協力できる仕組みをつくります。
- 訪問相談体制を充実します。
ひきこもりや不登校など、支援につながりにくい方への対応を強化します。

◆ 町の役割

小学校区など身近な場所での相談体制を整えます

各分野(高齢・障がい・子育てなど)の専門相談機関を連携させます

包括的に相談を受け止める体制を整えます

◆ 社協の役割

社協 CSW(地域の専門相談員)が相談を受けます

相談員同士の連携を進めます

困難事例の検討会や学びの場をつくります

支援につながりにくい方への継続的な関わりを行います

基本目標 4 サービスの力

～必要な支援が届くまちへ～

相談につながったあと、実際の支援がきちんと届くことが大切です。

- 専門職の力を高めます。
制度のサービスと地域の助け合いを組み合わせ、本人の自立や人権を支えます。
- 地域の助け合いを広げます。
見守りや声かけなど、日常の中の支え合いを大切にします。
- サービスを上手に使えるよう支援します。
制度の内容や利用方法を分かりやすく伝え、必要な支援が活かされるようにします。

◆ 町の役割

制度サービス(介護・障がい・子育て支援など)を整備します

必要な予算措置を行います

法人や事業所への指導・支援を行います

◆ 社協の役割

制度サービスと地域の助け合いをつなぎます

インフォーマルサービス(見守り・声かけなど)を広げます

サービスの利用方法を分かりやすく伝えます

当事者とサービス提供者の橋渡しを行います

基本目標 5 助け合いの力

～みんなで支え合うまちへ～

日常の小さな行動が、大きな安心につながります。

- 見守り活動を広げます。
あいさつや声かけなど、できることから始めます。
- 地域の力をつなぎます。
商店、企業、ボランティア団体など、地域資源をつなぎ、見守り体制を強化します。
- ICT も活用します。
オンライン交流や安否確認など、無理のない形で ICT を活用します。
- 当事者の力を活かします。
困りごとを経験した方の知恵は、地域の大きな財産です。支える側として活躍できる場を広げます。

◆ 町の役割

地域包括ケアシステムの推進

自治会や地区組織への支援

ICT など新しい取り組みへの支援

◆ 社協の役割

見守り活動の普及

地域資源のネットワーク化

ボランティアの養成と支援

当事者や家族の協力促進

町と社協の関係

町が「制度と仕組み」を整え、社協が「人と人をつなぎ、地域に寄り添う」。

この両輪が動くことで、気づく-つなぐ-相談する-支える-見守るという流れが地域の中で自然に回ります。

町と社協がそれぞれの役割を果たしながら、地域のみなさんとともにあたたかいまちづくりを進めていきます。

第4章 施策の展開

基本施策のコンセプト

本計画の基本施策は、「困りごと(障がい・生きづらさ・孤立など)」を本人だけの問題として捉えるのではなく、**社会のあり方や地域の環境との関係**で起こるものとして考える「**社会モデル**」を土台にします。

たとえば、段差や移動手段の不足、情報の届きにくさ、偏見や無理解、世間体による相談のしづらさなど、日常の中にある“見えにくい壁”が、暮らしの制限や孤立を生み、結果として心や体の状態を悪化させてしまうことがあります。こうした壁を本計画では**社会的障壁**と呼び、障がいの発生や困りごとの深刻化に関わる大切な要因として位置付けます。

だからこそ舟形町は、困りごとが大きくなる前の「気づき」から、早めの「つなぎ」、切れ目のない「相談」、必要な「サービス」、そして日常の「助け合い」までを一体として整え、**社会的障壁を見つけ、減らし、なくす取組**を進めます。

これらの施策は、地域の誰もが差別なく尊厳を大切にされ、必要な支援を受けながら地域の一員として暮らせるようにするためのものです。舟形町は、**人権の保障**と、困りごとが一部の人に集中しないように支えを分かち合うという**社会正義**の考え方を軸に、地域共生社会の実現を目指します。

<基本目標 1>気づく力(施策 1~9)

【基本施策1】地域福祉学習会をひらきます

— 小さな気づきから、支え合いを広げます —

「最近あの人を見かけないな」

「前より元気がない気がする」

「子どもの様子が少し心配だ」

そんな小さな違和感は、地域の中でよくあります。でも、「自分の思い過ごしかもしれない」「余計なおせっかいかもしれない」と感じて、何もできずに終わってしまうこともあります。

本町は、その“気づき”を大切にします。

困りごとは、その人の心や体の問題だけで起こるものではありません。相談先が分からない、制度がむずかしい、差別や偏見がある、周囲に頼れる人がいない——こうした**社会的障壁**が重なると、困りごとは深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。困難や障がいの発生は、個人と社会の関係(相互作用)の中で強まることがあります。

その結果、

- ひとりで抱え込み
- **社会的孤立**が進み
- 差別や誤解が広がり
- 人の**人権**が守られにくくなる

ことがあります。

だからこそ、「早く気づくこと」はとても大切です。それは、地域の**社会正義**(取り残さないこと)につながる行動だからです。

学習会では、

- 小さな変化に気づくポイント
- 社会的障壁の例
- やさしい声かけの方法
- つなぎ方と相談先
- 差別をなくす関わり方

を分かりやすく学びます。

知ることで、見えなかったことが見えてきます。理解することで、差別は減り、孤立は防げます。地域みんなで“気づける力”を育てていきます。

【点検指標】

主担当:社協(CSW) | 協力:町、地区、民生委員、学校

KPI:①学習会開催回数 ②参加者数 ③理解度(肯定回答割合)

測定:開催記録、参加名簿、アンケート

頻度:年度

目標:開催「年2回以上」/参加「延べ120人以上」/理解度「80%以上」

【基本施策2】わかりやすい福祉情報を届けます

— 情報の壁をなくします —

「制度があることを知らなかった」

「相談先が分からず、そのままになってしまった」

こうした声は少なくありません。

困りごとは、本人の努力不足で起きているものではありません。

本町では、**社会モデル**の考え方でとらえます。困難は、心や体の状態だけでなく、社会の中にある“壁”と重なったときに強まります。その一つが「情報の壁」です。制度の説明がむずかしい、専門用語が多い、インターネットが使えない、どこに相談すればいいか分からない——これらはすべて**社会的障壁**です。

情報が届かないと、

- ひとりで抱え込む
- **社会的孤立**が進む
- 差別や誤解が広がる
- 必要な支援につながらない

ということが起きます。その結果、困りごとが深まり、**障がいの発生**や悪化(個人と社会の相互作用)が起きやすくなります。

だからこそ、情報を「分かりやすく」「届く形で」届けることは、**人権**を守ることに繋がります。困っている人が取り残されない状態をつくること、それが**社会正義**です。

本町では、

- 広報紙や回覧板での定期案内

- ホームページや SNS での発信
- やさしい日本語での説明
- 読み上げ対応など情報のバリアフリー
- 相談窓口一覧・福祉マップの整備

を進めます。

情報は命綱です。

だれもが必要な情報にたどり着ける地域をつくります。

【点検指標】

主担当:町(福祉) | 協力:社協、広報

KPI:①HP 更新回数 ②回覧板福祉情報回数 ③相談先認知率

測定:更新記録、配布記録、アンケート

頻度:年度

目標:HP「月 1 回以上」/回覧板「年 6 回以上」/認知率「60%以上」

【基本施策3】当事者や家族の声を大切にします

— 経験を地域の力にします —

困りごとを一番よく知っているのは、実際にその経験をしている当事者や家族です。制度をつくる側や支援する側だけでは見えないことが、当事者の生活の中にはたくさんあります。

本町では、当事者を「支えられるだけの人」とは考えません。

社会モデルの考え方では、困りごとは個人だけの問題ではなく、社会の中にある社会的障壁との関係の中で生まれるととらえます。たとえば、

- 制度が使いにくい
- 周囲の理解がない
- 差別や偏見がある
- 地域で社会的孤立している

こうした状況が重なると、困難は深刻になります。そして、その重なりの中で障がいの発生や悪化が起こることがあります。

当事者の声は、こうした社会的障壁を教えてください。
「どこがよかったのか」「何が足りなかったのか」「どんな支えがあればよかったのか」という体験は、地域を変えるヒントです。

本町では、

- 当事者団体へのヒアリング
- 意見交換会の開催
- 学習会での体験共有(可能な範囲で)
- 施策への反映

を進めます。

声を聴くことは、**人権**を尊重することです。
体験を地域の学びに変えることは、だれも取り残さないという**社会正義**につながります。

支える人と支えられる人は固定ではありません。
経験が、次の支えになる地域をつくれます。

【点検指標】

主担当:社協(CSW) | 協力:町、当事者団体

KPI:①ヒアリング回数 ②当事者参加回数 ③施策反映件数

測定:会議録、報告書

頻度:年度

目標:ヒアリング「年2回以上」/参加「年2回以上」/反映「年2件以上」

【基本施策4】サロンや居場所を増やします

— 社会的孤立を防ぎます —

「話す相手がない」「外に出るきっかけがない」
こうした状態が続くと、人は少しずつ地域から離れていきます。
本町では、**社会的孤立**を大きな問題としてとらえます。

困りごとは、心や体の状態だけで起きるものではありません。
相談できる人がいない、集まる場所がない、理解してくれる人がいない——これらは

すべて社会的障壁です。こうした壁が重なることで、困難は深まり、障がいの発生や悪化（個人と社会の相互作用）が起こりやすくなります。孤立は差別や偏見を生みやすく、人権が守られにくくなることもあります。

だからこそ、本町は「居場所」を増やします。

- 高齢者サロン
- 子育てサロン
- 障がい児や家族の交流の場
- オンラインでつながれる場

をつくり、だれでも参加できる環境を整えます。

居場所は、ただ集まる場所ではありません。自然な会話の中で小さな変化に気づき、早めにつなぐきっかけになります。それは、だれも取り残さないという社会正義の実践でもあります。

集まれる場所があることは、安心して暮らせる土台です。孤立を防ぎ、あたたかい地域を育てていきます。

【点検指標】

主担当：社協（ボラセン） | 協力：町、地区

KPI：①サロン数 ②開催回数 ③延べ参加者数

測定：活動報告、参加記録

頻度：年度

目標：サロン「2 地区以上」／開催「年 24 回以上」／参加「延べ 200 人以上」

【基本施策5】自治会や隣組の力を活かします

— 日常のつながりを守ります —

地域で暮らしていると、あいさつを交わしたり、回覧板を届けたり、行事で顔を合わせたりします。こうした日常のつながりは、実はとても大切な力です。

本町では、このつながりを「気づきの場」として大切にします。

困りごとは、その人だけの問題ではありません。

制度が使いにくい、相談先が分からない、周囲の理解がない、差別や偏見がある

——こうした**社会的障壁**が重なると、困難は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。個人の状態と社会の環境が重なり合うことで、**障がいの発生**や悪化が起きやすくなります。

自治会活動が弱くなると、地域でのつながりも薄くなり、**社会的孤立**が進みます。孤立は差別を生み、**人権**が守られにくい状況をつくることもあります。

だからこそ、本町は、

- 自治会活動の支援
- 地区会議での情報共有
- 見守りの啓発
- 参加しやすい行事づくり

を進めます。

日常のあいさつや声かけは、小さな行動ですが、大きな意味があります。それは、だれも取り残さないという**社会正義**につながる行動です。

地域の力をもう一度大切にし、安心して暮らせるまちを育てていきます。

【点検指標】

主担当：町（地域） | 協力：社協、自治会

KPI：①地区会議回数 ②参加者数 ③見守り実施地区数

測定：会議録、活動報告

頻度：年度

目標：会議「年 8 回以上」／参加「延べ 160 人以上」／実施「2 地区以上」

【基本施策6】趣味や関心でつながる団体を大切にします

— 新しいつながりも地域の力です —

地域のつながりは、自治会だけではありません。

スポーツクラブ、音楽や演劇の団体、学習塾、ボランティアグループなど、趣味や関

心で集まる人たちのつながりもあります。こうした団体は、日常の中で自然に人と人を結びつけています。

本町では、こうした団体も地域の大切な力として位置づけます。

困りごとは、個人の努力不足ではなく、社会の中の条件と重なって生まれます。これが**社会モデル**の考え方です。制度の壁、情報の不足、差別や偏見、理解の欠如などの**社会的障壁**があると、困難は深まります。そして人が地域から離れ、**社会的孤立**が進むと、さらに支援につながりにくくなります。こうした重なりの中で、**障がいの発生**や悪化が起きやすくなります。

一方で、趣味や関心の団体は、参加しやすい場です。

「学校には行けないけれど、サッカーには行ける」

「外出は難しいが、オンラインの趣味の会には参加できる」

こうした場が、孤立を防ぎ、差別を減らし、**人権**を守る支えになります。

本町は、

- 地域の団体の把握
- 団体との連携
- 困りごと発見時のつなぎ体制
- ボランティアセンターとの協力

を進めます。

趣味のつながりも、地域の**社会正義**を支える大切な力です。多様なつながりを活かし、だれも取り残さないまちを目指します。

【点検指標】

主担当：社協（ボラセン） | 協力：町、教育・文化団体

KPI：①団体把握数 ②連携団体数 ③つなぎ件数

測定：団体台帳、連携記録

頻度：年度

目標：把握「年 10 団体以上」／連携「5 団体以上」／つなぎ「年 10 件以上」

【基本施策7】分野ごとのボランティアやリーダーを育てます

— 気づける人を増やします —

地域には、さまざまな困りごとがあります。認知症、うつや自殺の心配、発達障がい、不登校、虐待など、内容は多様です。それぞれに必要な知識や関わり方があります。

本町では、関心のあるテーマごとに学べる講座を開きます。

困りごとは、その人だけの問題ではありません。理解が不足していること、差別や偏見があること、制度が複雑なことなどの**社会的障壁**が重なると、困難は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。個人の状態と社会の環境が重なり合うことで、**障がいの発生**や悪化が起きやすくなります。

正しい知識がないと、

- 誤解が生まれる
- 差別が広がる
- 支援につながらない
- **社会的孤立が進む**

ということが起きます。

そこで本町は、

- 分野別の学習会
- 対面・オンライン講座
- 実践的な関わり方の学び
- 地域福祉推進員の養成

を進めます。

学ぶことは、**人権**を守る力になります。理解が広がることは、だれも取り残さないという**社会正義**につながります。

「知っている人」「気づける人」「声をかけられる人」が地域に増えることが、安心して暮らせる土台になります。

【点検指標】

主担当：社協(CSW) | 協力：町、医療、学校

KPI: ①講座開催回数 ②受講者数 ③推進員登録数

測定：開催記録、登録台帳

頻度：年度

目標：講座「年2回以上」/受講者「延べ100人以上」/登録「年20人以上」

【基本施策8】福祉情報を発信できる人を育てます

— わかりやすい発信で孤立を防ぎます —

いまは、ホームページやSNSなどを通じて、多くの情報が行き交っています。しかし、情報があふれているからこそ、正しい情報にたどり着けないこともあります。また、情報をうまく発信できないと、必要な人に届きません。

本町では、福祉情報をわかりやすく伝えられる人を育てます。

困りごとは、個人だけの問題ではなく、社会の環境と重なって生まれます。これが**社会モデル**の考え方です。制度が難しい、言葉が専門的すぎる、差別や偏見がある、周囲に相談できる人がいない——こうした**社会的障壁**があると、困難は深刻になります。そして情報が届かないことで、**社会的孤立**が進み、**障がいの発生**や悪化が起きやすくなります。

だからこそ、

- 見やすく、わかりやすい文章づくり
- やさしい日本語の活用
- 当事者の体験談の紹介
- 福祉マップの作成
- SNS や HP の定期更新

を進めます。

発信する内容には、相談先、制度、差別をなくす啓発、人権を守る考え方などを含めます。正しい情報が届くことは、人権を守ることに繋がります。また、だれも取り残さないという**社会正義**の実践でもあります。

情報発信は、地域のつながりを支える大切な力です。発信できる人材を育て、安心して暮らせるまちを目指します。

【点検指標】

主担当:町(広報) | 協力:社協、学校

KPI:①発信協力者数 ②SNS 投稿回数 ③福祉マップ更新回数

測定:投稿ログ、制作記録

頻度:年度

目標:協力者「10人以上」/投稿「週1回以上」/更新「年1回以上」

【基本施策9】専門職の「気づき力」を高めます

— 横の連携で深刻化を防ぎます —

地域には、保健師、ケアマネジャー、相談員、学校の先生、医療職など、多くの専門職がいます。専門職は、地域住民やその家族と日常的にかかわる中で、小さな変化に気づける立場にあります。

しかし、困りごとは一つだけとは限りません。

高齢者の介護の問題の背後に、心の不調や生活困窮が隠れていることがあります。子どもの不登校の背景に、家庭の孤立や差別体験があることもあります。

本町では、こうした重なりを見落とさない力を高めます。

困難は、個人の問題だけではありません。

制度の隙間、情報不足、偏見や差別、地域での**社会的孤立**などの**社会的障壁**が重なることで、困りごとは深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。個人と社会の相互作用の中で、**障がい**の発生や悪化が起きやすくなります。

専門職が、

- 多分野で事例を共有する
- 困難事例を検討する

- 早期対応の方法を学ぶ
- 人権と社会正義の視点を確認する

ことで、問題の深刻化を防ぐことができます。

早く気づくことは、人権を守ることです。

連携することは、だれも取り残さないという**社会正義**の実践です。

専門職どうしが支え合いながら、地域全体の安心を守っていきます。

【点検指標】

主担当:社協・町(福祉) | 協力:包括、医療、学校

KPI:①困難事例検討会回数 ②参加職種数 ③早期対応件数

測定:会議録

頻度:年度

目標:検討会「年3回以上」/参加職種「8職種以上」/早期対応「年15件以上」

<基本目標2>つなぎ力(施策10~15)

【基本施策10】「つなぐ」気持ちを大切にします

— 気づきを行動につなげます —

「なんとかしてあげたい」

「このままでは心配だ」

そんな思いがあっても、「余計なおせっかいかもしれない」とためらってしまうことがあります。気づきがあっても、つなぐ行動に移せないことは少なくありません。

本町では、その“つなぎ力”を大切にします。

困りごとは、その人だけの問題ではありません。

制度の複雑さ、相談先の見えにくさ、差別や偏見、地域での**社会的孤立**などの**社会的障壁**が重なると、困難は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。個人と社会の相互作用の中で、**障がい**の発生や悪化が起きやすくなります。

だからこそ、気づいたときに「つなぐ」ことが重要です。

本町では、

- 相談先のわかりやすい周知
- つなぎ方の説明
- 匿名での相談方法の案内
- 地域会議での共有

を進めます。

つなぐことは告げ口ではありません。

それは、人権を守る行動であり、だれも取り残さないという**社会正義**の実践です。

「つなぐ」勇気が、孤立を防ぎます。

地域全体で、やさしくつなげるまちをつくります。

【点検指標】

主担当：町・社協 | 協力：自治会、民生委員

KPI：①周知回数 ②つなぎ件数 ③相談先認知率

測定：広報記録、連携記録、アンケート

頻度：年度

目標：周知「年 6 回以上」／つなぎ「年 40 件以上」／認知率「60%以上」

【基本施策11】民生委員と連携を強めます

— 地域の身近な相談役を支えます —

民生委員は、地域の身近な相談役です。困りごとを聞き、必要な支援につなぐ大切な役割を担っています。

本町では、民生委員との連携をさらに強めます。

困りごとは、目に見えるものだけではありません。

生活困窮、心の不調、家庭内の問題など、外からは分かりにくいこともあります。差別や偏見、理解不足などの**社会的障壁**があると、支援につながりにくくなります。その結果、**社会的孤立**が進み、**困難**が深刻化し、**障がいの発生**や悪化が起こることがあります。

民生委員の気づきは、早期発見につながります。

本町では、

- 定例の情報交換会
- 困難事例の共有
- 研修による気づき力向上
- アウトリーチ活動の連携

を進めます。

地域で困っている人を放置しないことは、**人権**を守ることです。
民生委員の活動は、地域の**社会正義**を支える柱です。

地域の相談役を支えながら、つなぎ力を高めていきます。

【点検指標】

主担当:町 | 協力:民生委員、社協

KPI:①連絡会回数 ②情報共有件数 ③早期対応件数

測定:会議録

頻度:年度

目標:連絡会「年6回以上」/共有「年50件以上」/早期対応「年30件以上」

【基本施策12】訪問による支援を進めます

— つながれない人を孤立させません —

困っていても、相談に来られない人がいます。

「誰にも言えない」「迷惑をかけたくない」「支援を断ってしまった」
そうした状況の中で、ひとりで抱え込んでいる人がいます。

本町では、そのような人を見過ごさないために、訪問による支援(アウトリーチ)を進めます。

困りごとは、その人の努力不足ではありません。

制度の壁、差別や偏見、理解の不足、地域での**社会的孤立**などの**社会的障壁**が重なることで、困難は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。個人と社会の関係(相互作用)の中で、**障がい**の発生や悪化が起こることがあります。

支援を拒否しているように見える場合でも、背景には不安や人間不信、差別経験などがあることもあります。

本町では、

- 気長で継続的な訪問
- 信頼関係づくり
- 多職種チームでの対応
- 早期の専門機関との連携

を行います。

強引に支援するのではなく、本人の意思を尊重します。それは、**人権を守る姿勢**です。だれも取り残さないこと、それが地域の**社会正義**です。

訪問支援は、孤立を防ぐ最後の砦です。
必要なときに、必要な支援が届く地域をつくれます。

【点検指標】

主担当：社協・町 | 協力：包括、医療、学校

KPI：①訪問件数 ②支援移行件数 ③つなぎ完了率

測定：訪問記録、支援記録

頻度：年度

目標：訪問「年 50 件以上」／移行「年 30 件以上」／完了率「90%以上」

【基本施策13】情報を集め、しっかり受け止めます

— だれの声も大切にします —

地域の中で、「あの人が心配だ」「最近様子が違う気がする」と感じる場合があります。けれど、「本当に困っているのだろうか」「間違っていたらどうしよう」と迷ってしまい、そのままになることもあります。

本町は、その“声”を大切にします。

困りごとは、個人の弱さから生まれるものではありません。

制度の分かりにくさ、差別や偏見、相談先の不足、つながりの弱まりなどの**社会的障**

壁が重なり、困難が深まります。これが**社会モデル**の考え方です。個人と社会の関係（相互作用）の中で、**障がいの発生**や悪化が起きやすくなります。

そのため、地域から寄せられる情報は、孤立を防ぐ大切な入り口です。

本町では、

- 窓口・電話・ホームページ・SNS など複数の受付方法
- 匿名での相談受付
- 受け取った情報の整理と分析
- 必要に応じた専門機関へのつなぎ

を進めます。

情報を届ける人が不利益を受けないよう、プライバシーを守ります。
それは、情報提供者と当事者双方の人権を守ることです。

だれかの気づきが、だれかの安心につながります。
困っている人を取り残さないという**社会正義**を実現するため、地域の声をしっかり受け止めます。

【点検指標】

主担当：社協 | 協力：町（相談）、関係機関

KPI：①相談受付件数 ②受付方法数 ③一次対応日数

測定：受付台帳、対応記録

頻度：年度

目標：受付「年 150 件以上」／方法「4 種類以上」／一次対応「3 日以内 90%」

【基本施策14】つなぎ方を分かりやすく伝えます

— 迷わず相談できる仕組みをつくります —

「どこに相談すればいいの？」

「匿名でも大丈夫なの？」

「誰に伝えたらいいのかわからない」

こうした迷いがあると、困りごとは放置されやすくなります。

本町では、「つなぐこと」を分かりやすくします。

困りごとは、その人の問題だけではありません。

相談先が見えにくい、制度が複雑、差別や偏見がある、孤立している——こうした社会的障壁があると、支援につながりにくくなります。これが社会モデルの考え方です。個人と社会の相互作用の中で、障がいの発生や悪化が起こることがあります。

だからこそ、つなぐ方法をはっきり示すことが重要です。

本町では、

- 相談窓口一覧の作成
- 回覧板や広報での周知
- 匿名相談の案内
- 相談の流れの説明
- ICTを活用した受付方法

を整えます。

「つなぐこと」は告げ口ではありません。

それは、困っている人の人権を守る行動であり、だれも取り残さないという社会正義の実践です。

迷わず行動できる仕組みがあることが、孤立を防ぎます。

地域のやさしい一歩を支える環境を整えます。

【点検指標】

主担当:町 | 協力:社協、広報

KPI:①案内資料更新回数 ②配布回数 ③相談先認知率

測定:資料記録、アンケート

頻度:年度

目標:更新「年1回以上」/配布「年6回以上」/認知率「60%以上」

【基本施策15】安心してつなげる雰囲気をつくります

— だれも不利益を受けない仕組みを守ります —

「もし間違っていたらどうしよう」
「告げ口だと思われないだろうか」
「うわさになるのではないか」

こうした不安があると、人はつなぐことをためらってしまいます。
しかし、ためらいが大きくなると、困りごとは見えにくくなり、深刻化することがあります。

本町では、「つなぎやすい雰囲気づくり」を大切にします。

困りごとは、個人の弱さではありません。
差別や偏見、周囲の無理解、孤立、制度の壁などの**社会的障壁**が重なり、困難が深まります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の環境と個人の状況が重なり合うことで、**障がいの発生**や悪化が起こることがあります。

つなぐことは、

- 困っている人の**人権**を守ること
- だれも取り残さないという**社会正義**を実践すること

です。

本町では、

- 守秘義務の徹底
- 個人情報保護の研修
- 匿名相談の整備
- 情報提供者が特定されない仕組み
- 差別や偏見をなくす啓発

を進めます。

地域の中で「助け合うこと」が当たり前になれば、**社会的孤立**は減ります。
不安なくつなげる地域こそ、安心して暮らせる地域です。

つなぐ人も、つながれる人も守られる仕組みを整えます。

【点検指標】

主担当:町(個人情報管理) | 協力:社協、関係機関

KPI: ①守秘研修回数 ②苦情件数 ③相談しやすさ評価

測定: 研修記録、苦情台帳、アンケート

頻度: 年度

目標: 研修「年2回以上」/重大苦情「0件」/相談しやすさ「70%以上」

【基本施策16】つなぎ力を高められる人材を育てます

— 気づきを行動に変えられる人を増やします —

「気づいたけれど、どうしたらいいか分からなかった」

こうした経験は多くの人にあります。気づきがあっても、行動に移せないと、困りごとはそのままになってしまいます。

本町では、「つなぐ力」を持つ人を育てます。

困難は、その人だけの問題ではありません。

制度の壁、差別や偏見、周囲の無理解、地域での**社会的孤立**などの**社会的障壁**が重なると、困難は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の環境と個人の状態が重なり合うことで、**障がい**の発生や悪化が起こります。

つなぐ力とは、

- 気づきを大切にすること
- 相手の人権を守ること
- 差別を広げない関わりをすること
- だれも取り残さないという**社会正義**の視点を持つこと

です。

本町では、

- 福祉教育の開催
- 地域リーダーの養成
- つなぎ方の実践講座
- 若い世代への啓発

を進めます。

つなぎ力を持つ人が増えることで、孤立は減ります。
地域全体で、やさしく行動できるまちをつくります。

【点検指標】

主担当：社協(CSW) | 協力：町、学校

KPI: ①福祉教育開催回数 ②参加者数 ③つなぎ実践件数

測定：開催記録、活動記録

頻度：年度

目標：開催「年 2 回以上」／参加「延べ 100 人以上」／実践「年 20 件以上」

【基本施策17】ICT を活用できる人を育てます

— 情報格差をなくします —

今は、インターネットや SNS が大切な情報手段になっています。しかし、使い方が分からない人や、機器を持たない人もいます。この差が広がると、新たな**社会的障壁**になります。

本町では、ICT を安心して使える人を育てます。

情報が届かないことは、**社会的孤立**を生みやすくします。

相談先が分からず、支援につながらないこともあります。差別や誤解も広がりやすくなります。これは**社会モデル**の視点で見ると、社会側の環境の問題です。

ICT を上手に使いえれば、

- 早期につなげる
- 正しい情報を得られる
- 人権を守る情報発信ができる
- 社会正義を支える行動ができる

ようになります。

本町では、

- ICT 講習会
- 音声入力や読み上げ支援の紹介
- 情報整理・分析の学び

- ボランティア ICT 人材の確保

を進めます。

技術は、人を支える道具です。
だれも取り残さない地域づくりを目指します。

【点検指標】

主担当：社協・町(DX) | 協力：学校、企業

KPI: ①講習会回数 ②参加者数 ③ICT 協力者登録数

測定：開催記録、登録台帳

頻度：年度

目標：開催「年 2 回以上」／参加「延べ 80 人以上」／登録「10 人以上」

【基本施策18】初期相談の力を高めます

— 最初に受け止める人を支えます —

地域で困りごとを打ち明けられた人は、「初期相談者」になります。専門職でなくても、だれもがその立場になる可能性があります。

最初の対応が、その後を大きく左右します。

困りごとは、差別や孤立、制度の壁などの**社会的障壁**が重なって起こることがあります。これが**社会モデル**の考え方です。早く受け止め、適切につなぐことで、**障がいの発生**や悪化を防ぐことができます。

初期相談者には、

- 話を最後まで聴く力
- 否定しない姿勢
- 人権を守る意識
- 差別を広げない態度

が求められます。

本町では、

- 初期相談講座
- 基本的な相談技術の学び
- 印刷物や HP での情報提供

を進めます。

最初に受け止める人が安心して対応できれば、地域の**社会正義**は守られます。孤立を防ぐ最初の一步を支えます。

【点検指標】

主担当:社協(CSW) | 協力:町

KPI:①講習会回数 ②受講者数 ③受講後の理解度

測定:開催記録、アンケート

頻度:年度

目標:開催「年1回以上」/参加「50人以上」/理解度「80%以上」

＜基本目標 3＞相談力(19～27)

【基本施策19】地域に身近な相談員(CSW)の体制を充実させます

— 相談を受け止める力を強くします —

地域で困りごとが見つかり、だれかが「つなぐ」行動をしてくれたとしても、受け止める体制が弱ければ支援は続きません。そこで重要になるのが、地域に身近な相談員であるCSW(コミュニティソーシャルワーカー)の存在です。

困りごとは、個人の弱さではありません。

差別や偏見、制度のわかりにくさ、支援の不足、**社会的孤立**などの**社会的障壁**が重なり、深刻化します。これが**社会モデル**の考え方です。個人と社会の相互作用の中で、**障がい**の発生や悪化が起こることがあります。

CSWは、

- 個別支援

- 家族支援
- 地域支援
- 仕組みづくり

を一体的に行います。

単にサービスを紹介するだけでなく、

- 本人の意思を尊重する(人権の尊重)
- 差別や孤立を減らす働きかけ
- だれも取り残さないという**社会正義**の視点

を大切にします。

地域に信頼される相談員を配置し、相談を継続的に支えられる体制を整えます。

【点検指標】

主担当:社協 | 協力:町

KPI:①CSW 配置数 ②相談件数 ③つなぎ完了率

測定:配置記録、相談台帳

頻度:年度

目標:配置「3名以上」/相談「年150件以上」/完了率「95%以上」

【基本施策20】既存の相談員どうしの連携を強めます

— チームで支える仕組みをつくります —

地域には、行政職員、包括支援センター、学校の先生、医療職、民生委員など、多くの相談役がいます。しかし、それぞれが別々に動いていると、支援が分断されることがあります。

困りごとは、ひとつの分野だけで解決できるものではありません。

福祉、医療、教育、生活困窮などが重なり合い、**社会的障壁**が複雑になります。これが**社会モデル**の視点です。分野を超えた連携がなければ、**障がいの発生**や深刻化を防ぐことは難しくなります。

本町では、

- 困難事例検討会
- 多機関連携会議
- 情報共有の場

を設けます。

連携することは、

- 本人の人権を守ること
- 差別を防ぐこと
- 孤立を減らすこと
- **社会正義**を実践すること

につながります。

一人で抱え込まない仕組みをつくります。

【点検指標】

主担当：町（福祉） | 協力：社協、包括、医療、学校

KPI: ①事例研究会回数 ②参加職種数 ③早期対応件数

測定：会議録

頻度：年度

目標：研究会「年 3 回以上」／参加職種「8 職種以上」／早期対応「年 15 件以上」

【基本施策21】地域福祉推進員を育てます

— 地域の中に相談の受け手を増やします —

地域で暮らしていると、「少し心配だな」と感じる場面があります。しかし、「自分が相談にのっていいのだろうか」「どう対応したらよいか分からない」と不安になることもあります。こうした迷いがあると、困りごとはそのままになり、深刻化することがあります。

困難は、その人だけの問題ではありません。制度の分かりにくさ、相談先の不足、差別や偏見、地域での**社会的孤立**などの**社会的障壁**が重なると、困りごとは大きくなります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の環境と個人の状態が重なり合うことで、**障がい**の発生や悪化が起きやすくなります。

本町では、地域の中に「地域福祉推進員」を育てます。推進員は、専門職ではありませんが、

- 話を最後まで聴く
- 否定しない
- 早めにつなぐ
- 孤立に気づく
- 差別を広げない

といった大切な姿勢を学びます。

推進員の存在は、地域の人権を守る力になります。また、だれも取り残さないという社会正義を実際の行動に移す担い手になります。

地域の中に、やさしく話を聴ける人が増えること。それが、孤立を防ぎ、安心して暮らせるまちづくりにつながります。

【点検指標】

主担当:社協 | 協力:町、地区

KPI:①養成講座回数 ②登録者数 ③活動回数

測定:名簿、活動報告

頻度:年度

目標:講座「年2回以上」/登録「10名以上」/活動「年50回以上」

【基本施策22】総合相談窓口を強化します

— どんな相談も、まずは受け止めます —

「どこに相談すればいいのか分からない」

「いくつもの窓口を回らされて疲れてしまった」

こうした経験をした方も少なくありません。

本町では、どんな相談でもまず受け止める「総合相談窓口」を強化します。

困りごとは、ひとつの分野だけの問題ではありません。

高齢の親の介護と生活困窮が重なっている、子どもの不登校と家庭内の問題が重なっているなど、さまざまな課題が絡み合っています。その背景には、制度の壁や情報

不足、差別、地域での**社会的孤立**といった**社会的障壁**があります。これが**社会モデル**の視点です。個人と社会の関係が重なり合うことで、**障がいの発生**や**困難の深刻化**が起きやすくなります。

総合相談窓口では、

- まず話を丁寧に聴く
- 必要な情報を整理する
- 専門機関につなぐ
- 継続的に見守る

という流れを大切にします。

たらい回しにしないことは、相談する人の**人権**を守ることです。だれも取り残さないという**社会正義**を実現するためにも、相談のワンストップ化を進めます。

地域の中で、安心して相談できる場所を整えます。

【点検指標】

主担当：町(福祉) | 協力：社協、包括

KPI: ①相談受付件数 ②方針決定までの期間 ③紹介回数

測定：相談台帳

頻度：年度

目標：受付「年 150 件以上」/14 日以内決定「80%以上」/紹介「平均 2 回以内」

【基本施策23】相談員どうしのネットワークをつくります

— 分野をこえて支えます —

地域の相談は、福祉だけではありません。医療、教育、生活困窮、子育てなど、分野をまたぐことが多くあります。しかし、それぞれが別々に動いていると、支援が途切れてしまうことがあります。

困りごとは、個人の問題だけではなく、制度の隙間や偏見、孤立などの**社会的障壁**が重なって生まれます。これが**社会モデル**の考え方です。分野が分かれているままでは、**障がいの発生**や**困難の悪化**を防ぐことは難しくなります。

本町では、

- 相談員の交流会
- 多職種連携会議
- 情報共有の仕組みづくり

を進めます。

専門職どうしが顔の見える関係になることで、連携がスムーズになります。それは、困っている人の人権を守ることに繋がります。

支援はチームで行うものです。
だれも孤立させない地域を目指します。

【点検指標】

主担当:町 | 協力:社協、医療、学校

KPI:①連携会議回数 ②参加機関数 ③共同対応件数

測定:会議録

頻度:年度

目標:会議「年2回以上」/機関「10機関以上」/共同対応「年20件以上」

【基本施策24】訪問相談体制を充実させます

— 支援につながらない人をあきらめません —

地域の中には、困りごとを抱えていても相談に来られない人がいます。ひきこもり、不登校、生活困窮、虐待の心配がある場合でも、「大丈夫です」と言って支援を断ることがあります。しかし、その背景には不安や人間不信、差別の経験、周囲の理解不足などが隠れていることがあります。

困りごとは、その人だけの問題ではありません。制度の壁、相談先の分かりにくさ、地域での社会的孤立、偏見や無理解といった社会的障壁が重なると、困難は深刻になります。これが社会モデルの考え方です。社会の環境と個人の状況が重なり合うことで、障がいの発生や悪化が起こりやすくなります。

だからこそ、本町は訪問相談を重視します。

- つなぎ情報をもとに家庭訪問

- 多職種チームでの対応
- 本人の気持ちを尊重した関わり
- 継続的な見守り

を進めます。

強制ではなく、信頼関係を少しずつ築くことを大切にします。それは、本人の**人権**を守る姿勢です。また、だれも孤立させないという**社会正義**の実践でもあります。

地域から排除されているように見える人も、本当は「困っている人」です。時間をかけて寄り添い、必要な支援につなげます。

【点検指標】

主担当：社協・町 | 協力：医療、学校、包括

KPI: ①訪問件数 ②継続支援移行件数 ③初動対応日数

測定：訪問記録、支援台帳

頻度：年度

目標：訪問「年 50 件以上」／移行「年 30 件以上」／初動「3 日以内 80%」

【基本施策25】専門職を支える仕組みをつくります

— 相談員の力を守ります —

地域の相談を受ける専門職は、複雑で深刻な内容に向き合っています。生活困窮、虐待、ひきこもり、心の不調など、さまざまな困難が重なったケースに対応する中で、精神的な負担が大きくなることもあります。

困りごとは、個人の問題だけではありません。制度の狭間、差別や偏見、地域での**社会的孤立**などの**社会的障壁**が重なり、問題は複雑になります。これが**社会モデル**の考え方です。個人と社会の関係の中で、**障がいの発生**や悪化が起こることがあります。こうした困難に向き合う専門職自身が孤立してしまえば、支援の質も低下してしまいます。

本町では、専門職を支える体制を整えます。

- スーパービジョン(助言体制)の実施
- 事例検討の場の確保

- 心理的負担への配慮
- 専門資格取得支援

を進めます。

専門職が安心して働けることは、相談する人の人権を守ることにつながります。支援の質を保つことは、だれも取り残さないという**社会正義**を守ることでもあります。

専門職を支えることは、地域全体を支えることです。
相談力を持続できる仕組みを整えます。

【点検指標】

主担当:社協・町 | 協力:外部専門家

KPI:①スーパービジョン回数 ②参加職員数 ③負担感改善割合

測定:実施記録、アンケート

頻度:年度

目標:SV「年2回以上」/参加「20人以上」/改善「70%以上」

【基本施策26】退職された専門職の力を活かします

— 経験を地域の財産にします —

医療、福祉、教育などで長年働いてこられた方は、豊富な知識と経験を持っています。退職後も、その力は地域にとって大きな財産です。

本町では、退職専門職の活躍の場を広げます。

困りごとは、制度や環境の問題、差別や孤立などの**社会的障壁**と重なって起こります。これが**社会モデル**の視点です。経験豊かな人の助言は、**障がい**の発生や問題の深刻化を防ぐヒントになります。

退職専門職は、

- 事例検討会での助言
- 若い専門職への指導
- 地域講座での講師
- 相談体制への協力

といった形で地域を支えます。

これは、地域の人権を守る支えとなり、だれも取り残さないという**社会正義**の実践にもつながります。

年齢に関係なく、経験は地域を支える力です。
知恵を次の世代につなぎます。

【点検指標】

主担当：社協・町 | 協力：関係団体

KPI: ①登録者数 ②活動回数 ③助言事例数

測定：登録台帳、活動記録

頻度：年度

目標：登録「5人以上」／活動「年10回以上」／事例「5件以上」

【基本施策27】大学などの教育機関と連携します

— 専門性を高めます —

地域の困りごとは、ますます複雑になっています。専門的な知識や研究の力を活かすことも重要です。

本町では、大学や教育機関と連携を進めます。

困りごとは、個人の問題ではなく、制度の隙間、差別や偏見、地域の孤立などの**社会的障壁**が関係しています。これが**社会モデル**の考え方です。より専門的な視点を取り入れることで、**障がいの発生**や問題の悪化を防ぐ取り組みが可能になります。

連携の内容は、

- 意見交換会
- 共同研究
- 研修会への講師派遣
- 専門資格取得支援

などです。

学び続けることは、地域の人権を守る力を高めることにつながります。また、だれも取り残さないという**社会正義**を実現するための土台になります。

専門性と地域の力を結びつけ、相談力をさらに高めます。

【点検指標】

主担当:町 | 協力:社協、大学

KPI:①意見交換会回数 ②共同事業数 ③研修開催回数

測定:会議録、実施記録

頻度:年度

目標:交換会「年1回以上」/共同事業「年1件以上」/研修「年1回以上」

＜基本目標 4＞サービス力(施策 28～36)

【基本施策28】専門職の資質向上を支えます

— サービスの質を高めます —

地域で支援を必要とする人が安心して暮らすためには、制度上のサービス(フォーマルサービス)と、地域の助け合い(インフォーマルサービス)がうまく組み合わせることが大切です。その中心にいるのが専門職です。

困りごとは、その人の弱さから生まれるものではありません。

制度のわかりにくさ、支援の不足、差別や偏見、孤立などの**社会的障壁**が重なることで、困難は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。個人と社会の関係の中で、**障がい**の発生や悪化が起きやすくなります。

専門職が、

- 本人の意思を尊重する
- 家族の状況も把握する
- フォーマルとインフォーマルを組み合わせる
- 差別を生まない支援を行う

ことで、支援はより効果的になります。

サービスは「受けさせるもの」ではありません。
本人の人権を守り、自立(自律)を支えるためのものです。

専門職の力が高まることは、だれも取り残さないという**社会正義**を地域で実現することにつながります。

【点検指標】

主担当:町(福祉) | 協力:社協、医療、事業所

KPI:①多職種会議回数 ②サービス調整件数 ③満足度評価

測定:会議録、アンケート

頻度:年度

目標:会議「年3回以上」/調整「年50件以上」/満足度「80%以上」

【基本施策29】地域の助け合いサービスを広げます

— 制度だけに頼らない支え合いを育てます —

制度のサービスは大切ですが、それだけでは支えきれない困りごとがあります。
買い物が少し大変、話し相手がいない、外に出るきっかけがない——こうした小さな困りごとが積み重なると、やがて大きな孤立につながる場合があります。

困難は、その人の弱さではありません。

制度の隙間、支援の不足、差別や偏見、地域とのつながりの弱まりなどの**社会的障壁**が重なることで、困りごとは深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の環境が整っていないことで、**障がいの発生**や悪化が起きることがあります。

本町では、地域の助け合いを広げます。

- 見守り活動
- 声かけ運動
- 話し相手ボランティア
- ちょっとした生活支援

などを地域の実情に合わせて育てます。

助け合いは、特別なことではありません。
「気にかけること」そのものが、**人権**を守る行動です。
だれも孤立させない地域づくりは、**社会正義**の実践です。

制度と地域の力が組み合わさることで、安心して暮らせるまちになります。

【点検指標】

主担当：社協（ボラセン） | 協力：町、地区

KPI：①助け合いメニュー数 ②提供者数 ③利用件数

測定：メニュー表、登録台帳、利用記録

頻度：四半期・年度

目標：メニュー「15種類以上」／提供者「50人以上」／利用「年200件以上」

【基本施策30】サービス利用力を高めます

— 制度を上手に使える力を支えます —

制度があっても、「どう使えばいいのかわからない」「手続きが難しい」と感じる人がいます。その結果、必要な支援につながらないことがあります。これは、制度そのものが**社会的障壁**になっている状態です。

困難は、個人の努力不足ではありません。
情報の不足、制度の複雑さ、差別や偏見、地域での**社会的孤立**が重なることで、問題は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の仕組みが整っていないと、**障がい**の発生や生活の不安が広がります。

本町では、

- 制度説明会の開催
- 個別相談の充実
- 申請手続きの支援
- 成年後見や権利擁護の啓発

を進めます。

サービスを理解し、自分で選び、利用できることは、**人権**の保障です。
自立（自律）した生活を支えることは、**社会正義**の実践でもあります。

サービスは「与えられるもの」ではなく、「選び、活用するもの」です。
だれも制度の壁に阻まれない地域を目指します。

【点検指標】

主担当:町(福祉) | 協力:社協、包括

KPI:①説明会回数 ②個別案内件数 ③手続き完了率

測定:実施記録、申請支援台帳

頻度:年度

目標:説明会「年3回以上」/個別案内「年100件以上」/完了率「85%以上」

【基本施策31】事業所どうしの連携を強めます

— ばらばらの支援をなくします —

地域には、介護支援事業所、障がい者相談支援事業所、医療機関、学校など、多くの支援機関があります。しかし、それぞれが別々に動いていると、支援が重なったり、抜け落ちたりすることがあります。

困りごとは、ひとつの制度だけで解決できるものではありません。

生活困窮、心の不調、家族関係の問題などが重なり、その背景には差別や孤立、制度の隙間といった**社会的障壁**があります。これが**社会モデル**の考え方です。連携が不十分だと、**障がいの発生**や困難の悪化を防ぐことは難しくなります。

本町では、

- 公私事業所の交流会
- 合同研修
- 事例検討会

を進めます。

連携することは、相談者の**人権**を守ることです。

だれも取り残さない支援体制を整えることは、**社会正義**の実践です。

機関どうしが信頼し合い、支え合うことで、地域全体のサービス力が高まります。

【点検指標】

主担当:町 | 協力:社協、事業所

KPI:①交流会回数 ②合同研修回数 ③改善事例数

測定:会議録、事例集

頻度:年度

目標:交流「年2回以上」／研修「年1回以上」／改善事例「5件以上」

【基本施策32】社会福祉法人・NPO と協力します

— 地域に力を還元します —

社会福祉法人やNPOは、専門的な知識や技術を持っています。その力を地域全体に広げることが重要です。

困りごとは、制度の隙間や孤立、差別などの社会的障壁が重なって起きます。法人の専門性が地域に広がれば、障がいの発生や困難の深刻化を防ぐことができます。

本町では、

- 地域公益活動の支援
- 法人職員の研修
- 情報公開の推進

を進めます。

法人の力を地域に還元することは、地域住民の人権を守ることにつながります。だれも取り残さない地域をつくることは、社会正義の実践です。

制度の狭間にある課題にも目を向け、支援の幅を広げます。

【点検指標】

主担当:町 | 協力:法人、社協

KPI:①協働事業数 ②地域貢献回数 ③情報公開率

測定:事業報告

頻度:年度

目標:協働「2事業以上」／地域貢献「年6回以上」／公開「80%以上」

【基本施策33】当事者と一緒に考えます

— 伴走型支援を進めます —

サービスは、利用する人の声があってこそ良くなります。当事者や家族の体験には、制度では見えにくい**社会的障壁**が含まれています。

差別や孤立、制度の不便さなどが重なると、困難は深刻になります。これが**社会モデル**の視点です。本人の声を聞くことは、**障がいの発生**や悪化を防ぐ第一歩です。

本町では、

- 当事者との座談会
- 意見交換会
- 改善提案の共有

を進めます。

寄り添い、共に歩むことは、**人権**を守る姿勢です。
だれも取り残さない支援は、**社会正義**の実践です。

当事者は「支えられる側」だけではありません。地域を支える力も持っています。

【点検指標】

主担当:社協・町 | 協力:当事者団体

KPI:①座談会回数 ②参加者数 ③改善提案数

測定:記録

頻度:年度

目標:座談会「年2回」/参加「延べ50人」/提案「5件以上」

【基本施策34】法人職員の力を地域に活かします

— 専門性をまちの財産にします —

地域の高齢者施設や障がい者施設、子育て支援事業所などで働く職員は、日々の実践の中で、多くの知識や経験を積み重ねています。その知識は、施設の中だけにとどめるものではなく、地域全体の力として活かすことができます。

困りごとは、個人の問題だけではありません。制度のわかりにくさ、差別や偏見、地域とのつながりの弱まりといった**社会的障壁**が重なることで、困難は深刻になります。こ

れが**社会モデル**の考え方です。専門職の知識が地域に広がれば、**障がいの発生**や**困難の悪化**を防ぐことができます。

本町では、

- 法人職員による出前講座
- 介護・子育て・障がい理解の学習会
- 公民館での地域講習会

を進めます。

専門職が地域で話すことは、住民の理解を深め、差別を減らし、**人権**を守る土台になります。また、だれも取り残さないという**社会正義**を地域で実践する力になります。

法人職員は、サービス提供者であると同時に、地域の「**学びの担い手**」です。専門性を共有することで、**地域全体のサービス力**を高めます。

【点検指標】

主担当：社協 | 協力：法人、町

KPI：①講師派遣回数 ②参加者数 ③理解度評価

測定：開催記録、アンケート

頻度：年度

目標：派遣「年6回以上」／参加「延べ150人以上」／理解度「80%以上」

【基本施策35】サービス利用を支える人を育てます

— 制度の橋渡し役を増やします —

制度やサービスがあっても、「どう使えばよいか分からない」「手続きが難しい」と感じる人は少なくありません。その結果、必要な支援につながらず、**社会的孤立**が深まることがあります。

制度の複雑さや情報不足は、それ自体が**社会的障壁**になります。これが**社会モデル**の視点です。社会の仕組みが分かりにくいことで、**障がいの発生**や**生活の困難**が広がることがあります。

本町では、サービス利用を支える「**福祉サポーター**」を育てます。

- 制度の基本を学ぶ講座
- 申請支援の方法
- 成年後見や権利擁護の理解
- 本人の意思を尊重する姿勢

を身につけます。

サービスを利用することは、**人権**を守る行動です。自分の意思で支援を選び、自立（自律）した生活を送ることは、**社会正義**の実現でもあります。

福祉サポーターは、制度と住民をつなぐ橋渡し役です。地域の中で「分かる人」が増えることで、だれも制度の壁に阻まれないまちを目指します。

【点検指標】

主担当：社協 | 協力：町、包括

KPI：①養成人数 ②継続活動率 ③支援実施件数

測定：登録記録、活動報告

頻度：年度

目標：養成「50名」／継続「80%以上」／支援「年100回以上」

【基本施策36】当事者どうしのつながりを広げます

— 支え合いの輪をつくります —

同じような困りごとを経験した人どうしが話し合うことは、大きな安心につながります。「自分だけではなかった」と感じることで、孤立を防ぐ力になります。

困りごとは、個人の問題だけではありません。差別や偏見、地域からの孤立、制度の壁などの**社会的障壁**が重なることで、困難は深まります。これが**社会モデル**の考え方です。当事者どうしのつながりは、**障がいの発生**や悪化を防ぐ力になります。

本町では、

- 当事者団体の交流会
- 家族どうしの語り合いの場
- 情報交換の機会

を設けます。

当事者の声は、地域の大切な学びです。

その声を共有することは、差別を減らし、人権を守ることに繋がります。また、だれも取り残さないという**社会正義**の実践でもあります。

支えられる側が、やがて支える側になることもあります。

役割は固定されません。地域の中で、支え合いが循環する仕組みを育てます。

【点検指標】

主担当：社協 | 協力：当事者団体、事業所

KPI: ①交流会回数 ②参加者数 ③安心感評価

測定：開催記録、アンケート

頻度：年度

目標：交流会「年2回以上」／参加「延べ40人以上」／安心感「70%以上」

<基本目標 5> 助け合い力(37~45)

【基本施策37】隣組・自治会と協力して見守りを広げます

— 日常の支え合いを大切にします —

地域で安心して暮らし続けるためには、制度のサービスだけでなく、日常の見守りが欠かせません。あいさつ、声かけ、ちょっとした気づき——こうした小さな行動が、孤立を防ぐ大きな力になります。

困りごとは、その人の弱さから生まれるものではありません。制度の隙間や地域のつながりの薄れ、差別や偏見などの**社会的障壁**が重なり合うことで、問題は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の環境が整わないことで、**障がいの発生**や悪化が起こることがあります。

隣組や自治会は、日常生活の中で最も身近な存在です。本町では、

- 見守り活動の説明会

- 自治会役員との連携
- 民生委員との情報共有

を進めます。

見守りは監視ではありません。

困っている人の人権を守る行動です。

だれも孤立させない地域づくりは、**社会正義**の実践です。

地域の中で、自然に助け合える仕組みを広げます。

【点検指標】

主担当:町(地域) | 協力:社協、自治会、民生委員

KPI:①見守り実施地区割合 ②見守り世帯数 ③早期把握件数

測定:活動報告

頻度:年度

目標:実施「2 地区以上」/世帯「50 世帯以上」/把握「年 40 件以上」

【基本施策38】見守り支援員を育てます

— 地域の気づきの感度を高めます —

見守りは、特別な知識がなければできないものではありません。日常の中で「最近元気がないな」「いつも来ていた人が来なくなったな」と気づくことから始まります。しかし、気づいても「自分が関わっていいのだろうか」と迷う人も少なくありません。

困りごとは、その人の弱さから生まれるものではありません。差別や偏見、制度の壁、地域とのつながりの薄れといった**社会的障壁**が重なり合うことで、問題は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の環境が整わないことで、**障がいの発生**や孤立が広がることがあります。

本町では、見守り支援員の養成講座を行います。

- 見守りの意味と大切さ
- 相手の話を否定せずに聴く姿勢
- 早めにつなぐ方法
- 差別を広げない関わり方

を学びます。

見守りは監視ではありません。
相手の人権を守る行動です。

困っている人を孤立させないことは、地域の**社会正義**を守ることでもあります。

見守り支援員が増えることで、地域の「気づきの感度」が高まり、早期発見・早期支援につながります。支える人と支えられる人の役割は固定されません。だれもが支え合える地域を目指します。

【点検指標】

主担当：社協 | 協力：町、地区

KPI：①養成講座回数 ②修了者数 ③見守り活動回数

測定：講座記録、活動報告

頻度：年度

目標：講座「年2回以上」／修了「50名以上」／活動「年200回以上」

【基本施策39】福祉文化のまちづくりを進めます

— 支え合いが当たり前の地域へ —

地域力は、制度だけでは育ちません。日常の中で「困っている人に気づく」「少し声をかける」「無理をしていないか気にかける」といった行動の積み重ねが、やがて地域の文化になります。

困りごとは、その人の弱さから生まれるものではありません。差別や偏見、制度の分かりにくさ、地域とのつながりの希薄さといった**社会的障壁**が重なり合うことで、困難は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の環境が整っていないことで、**障がい**の発生や孤立が広がることがあります。

本町では、

- 町民座談会
- 福祉文化講演会
- 地域学習会
- 世代をこえた交流の場

を開催します。

学ぶことは、他者の立場を理解することです。
それは人権を尊重する姿勢を育てることでもあります。

だれも取り残さない地域をつくることは、**社会正義**の実践です。
支える人と支えられる人の役割は固定されません。時には支える側が支えられる側になります。その循環を自然なものにすることが、福祉文化です。

福祉が特別な活動ではなく、日常の中に息づく地域を目指します。

【点検指標】

主担当：社協・町 | 協力：学校、地区

KPI：①講演会回数 ②参加者数 ③参加意識向上割合

測定：開催記録、アンケート

頻度：年度

目標：開催「年2回以上」／参加「延べ100人以上」／意識向上「60%以上」

【基本施策40】社会福祉法人の地域公益活動を支えます

— 専門性を地域の力にします —

社会福祉法人は、日々の実践の中で高い専門性を培っています。その知識や技術は、施設の中だけでなく、地域全体に還元されることで大きな力になります。

困りごとは、個人の努力不足ではありません。制度の隙間、支援の不足、差別や偏見、地域での**社会的孤立**といった**社会的障壁**が重なって生まれます。これが**社会モデル**の視点です。法人の専門性が地域に広がれば、**障がいの発生**や困難の悪化を防ぐことができます。

本町では、

- 介護講習会
- 子育て支援講座
- 制度説明会
- 地域出前講座

などの地域公益活動を支援します。

法人職員が地域に出向き、わかりやすく説明することは、住民の理解を深め、差別を減らし、人権を守る力になります。

だれも取り残さない地域をつくることは、**社会正義**の実践です。
法人と地域が協働することで、制度の狭間にある課題にも柔軟に対応できるようになります。

専門性を地域の財産として共有し、助け合いの力を強めます。

【点検指標】

主担当：町 | 協力：法人、社協

KPI: ①地域公益活動回数 ②参加者数 ③支援につながった件数

測定：活動報告

頻度：年度

目標：活動「年 6 回以上」／参加「延べ 150 人以上」／支援「年 10 件以上」

【基本施策41】地域資源をつなぎます

— まち全体で見守る仕組みをつくります —

地域には、さまざまな力があります。公民館、商店、コンビニ、郵便局、銀行、企業、農協、ボランティア団体など、日常生活を支えている場所や人はたくさんあります。これらはすべて大切な「地域資源」です。

困りごとは、家の中だけで起きているわけではありません。買い物に来なくなった、郵便物がたまっている、いつもと様子が違う——こうした変化に気づけるのは、地域の中で生活に関わる人たちです。

困難は、個人の問題だけではなく、制度の隙間、孤立、差別、無理解といった**社会的障壁**が重なることで深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。社会全体で気づき、支える環境があれば、**障がいの発生**や孤立の悪化を防ぐことができます。

本町では、

- 地域資源マップの作成
- 地域資源の登録制度
- 連携会議の開催

- 情報共有の仕組みづくり

を進めます。

地域資源がつながることは、住民の**人権**を守ることに繋がります。だれも孤立させない地域づくりは、**社会正義**の実践です。

まち全体で見守る体制を整えます。

【点検指標】

主担当：社協 | 協力：町、企業、団体

KPI：①資源登録数 ②連携会議回数 ③資源活用件数

測定：登録台帳、会議録、活動記録

頻度：年度

目標：登録「50 資源以上」／会議「年 2 回以上」／活用「年 50 件以上」

【基本施策42】ICT を生活支援に活かします

— 人と人をつなぐ新しい方法を広げます —

人口減少や高齢化が進む中で、人による見守りだけでは限界が出てくる地域もあります。そのとき、ICT(情報通信技術)は大きな助けになります。

テレビ電話やオンライン交流は、外出が難しい人にとって社会参加の機会になります。しかし、ICT が使えないこと自体が新たな**社会的障壁**になることもあります。これが**社会モデル**の視点です。技術の使い方が分からないことで、**障がいの発生**や孤立が広がることがあります。

本町では、

- ICT 講習会の開催
- オンライン交流の場の提供
- 安否確認システムの活用
- デジタル支援員の養成

を進めます。

ICT は人間関係を代替するものではなく、支える手段です。
信頼関係を前提に活用します。

だれも取り残さない ICT 活用は、住民の人権を守ることにつながります。また、情報格差をなくすことは**社会正義**の実践です。

技術を味方に、孤立を防ぎます。

【点検指標】

主担当:町(DX) | 協力:社協、企業

KPI:①ICT 講習会回数 ②参加者数 ③オンライン参加機会数

測定:開催記録

頻度:年度

目標:講習会「年 2 回以上」/参加「延べ 100 人以上」/参加機会「年 12 回以上」

【基本施策43】助け合いの担い手を発掘します

— 地域の中の力を見つけます —

地域には、「困っている人を放っておけない」という思いを持つ人がいます。信頼されている人、文化活動をしている人、地域行事に積極的な人など、すでに助け合いの力を持つ人がたくさんいます。

困りごとは、差別や孤立、制度の壁といった**社会的障壁**が重なることで深刻になります。地域の中に支え手が増えることで、**障がいの発生**や孤立の悪化を防ぐことができます。

本町では、

- 福祉サポーターの登録制度
- 人材発掘の呼びかけ
- 地域推薦制度
- 活動紹介の場づくり

を進めます。

支える力を持つ人を見つけることは、**地域の人権**を守る土台づくりです。だれも孤立させない地域は、**社会正義**を実践する地域です。

支え手は特別な人ではありません。
地域に暮らす一人ひとりが担い手です。

【点検指標】

主担当:社協 | 協力:地区、企業

KPI:①登録者数 ②継続活動率 ③活動回数

測定:登録台帳、活動記録

頻度:年度

目標:登録「50名以上」/継続「80%以上」/活動「年200回以上」

【基本施策44】当事者と家族の力を活かします

— 経験を地域の力にします —

困りごとを経験した人やその家族は、制度の使いにくさや差別、孤立などの社会的障壁を身をもって知っています。その体験は、地域にとって大切な学びです。

困難は、個人の弱さではなく、社会との関係の中で生まれます。これが**社会モデル**です。当事者の声を活かすことで、**障がいの発生**や差別の再生産を防ぐことができます。

本町では、

- 当事者講師の登壇
- 体験談の共有
- 家族会の支援
- ピアサポートの推進

を進めます。

当事者は「支えられる側」だけではありません。
地域を支える力を持っています。

その力を活かすことは、**人権の尊重**であり、だれも取り残さないという**社会正義**の実践です。

支え合いが循環する地域をつくれます。

【点検指標】

主担当:社協・町 | 協力:当事者団体

KPI:①協力回数 ②登壇回数 ③安心感評価

測定:開催記録、アンケート

頻度:年度

目標:協力「年4回以上」/登壇「年2回以上」/安心感「80%以上」

【基本施策45】ICTによる新しい参加の形を広げます

— バーチャルでもつながります —

外出が難しい人でも、地域活動に参加できる仕組みが必要です。オンライン交流やバーチャル空間の活用は、新しい参加の形です。

参加できない状況そのものが**社会的障壁**になることがあります。これが**社会モデル**の視点です。ICTを活用することで、**障がいの発生**や**孤立の悪化**を防ぐことができます。

本町では、

- オンライン福祉講座
- バーチャル交流会
- デジタル参加支援

を進めます。

参加の機会が広がることは、**人権**の保障につながります。だれも排除しない地域づくりは、**社会正義**の実践です。

現実の地域と仮想の場をつなぎ、だれもが参加できるまちを目指します。

【点検指標】

主担当:社協・町 | 協力:関係団体

KPI:①オンライン開催回数 ②参加者数 ③外出困難者参加割合

測定:開催記録

頻度:年度

目標:開催「年12回以上」/参加「延べ100人以上」/割合「30%以上」

【結び】

— だれも取り残さない、あたたかい地域へ —

この計画は、制度を整えるだけのものではありません。
地域の中で、人と人とのつながりをもう一度ていねいに育て直していくための計画です。

困りごとは、その人の努力不足や性格の問題ではありません。
制度のわかりにくさ、相談先の見えにくさ、差別や偏見、地域からの孤立といった**社会的障壁**が重なり合うことで、問題は深刻になります。これが**社会モデル**の考え方です。社会の環境が整っていないことで、**障がいの発生**や孤立が広がることがあります。

だからこそ、本町は考えます。

- 早く気づくこと
- 迷わずつなぐこと
- ていねいに相談を受け止めること
- 必要なサービスを届けること
- 日常の中で助け合うこと

この積み重ねが、地域を守ります。

だれもが**人権**を持ち、尊重される存在です。
だれもが支え手になり、だれもが支えられることがあります。役割は固定されません。

だれも孤立させない地域をつくることは、**社会正義**を地域で実践することです。

一人の困りごとは、地域みんなの課題です。
一人の支え合いは、地域全体の力になります。

支える人と支えられる人が循環する、あたたかいまちへ。
本計画は、町・社協・関係機関・そして住民のみなさんとともに、**地域共生社会の実現**を目指して歩み続けます。

第5章 計画の推進体制

～計画を「絵に描いた餅」にしないために～

地域福祉計画は、文章で終わるものではありません。
実際に地域の中で動き、暮らしが少しずつ良くなっていくことが大切です。

そのために、本章では「誰が」「どのように」「どんな方法で」計画を進めていくのかを示します。

第1節 みんなで進める地域福祉

1 町(行政)だけで進めるものではありません

地域福祉は、行政だけで進めることはできません。

- 町(行政)
- 社会福祉協議会
- 医療・福祉・介護の事業所
- 学校・保育所
- 地域団体・町内会
- ボランティア
- そして地域住民一人ひとり

それぞれが役割を持ち、支える側・支えられる側に分かれることなく協力することが必要です。

2 社会モデル(国の福祉施策の基本コンセプト)を土台に進めます

本計画は、「困りごとは本人だけの問題ではない」という社会モデルの考え方を土台にしています。

- 心身の状態だけを見るのではなく
- 地域の環境や人の態度(社会的障壁)にも目を向け
- その壁を減らすことで、暮らしやすさを高める

という視点で施策を進めます。

計画の推進にあたっては、この考え方を共有しながら進めます。

第2節 役割と連携のしくみ

1 町の役割

町は、次の役割を担います。

- 施策の企画・実施
- 関係機関との調整
- 情報の発信
- 計画の進行管理

また、分野ごとの縦割りを越えて、**横断的に連携する体制を整えます。**

2 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、

- 地域の見守り活動
- 助け合い活動の支援
- ボランティアの育成
- 地域福祉活動計画との連動

などを通じて、地域住民にもっとも近い立場から地域福祉を推進します。

3 専門職(CSW等)の役割

地域の中で、

- 課題を早期に発見する
- 相談を受け止める
- 必要な支援を調整する
- 地域の仕組みを改善する

といった働きを担うのが、★CSW(コミュニティソーシャルワーカー)★です。

個別支援だけでなく、地域全体に働きかけることも大切な役割です。

4 地域住民の役割

地域住民は、

- 気づく
- 声をかける
- つなぐ
- 支え合う

という、とても大切な役割を担っています。

地域生活課題の多くは、地域の中でなければ見えません。
住民の気づきや行動が、地域を守る力になります。

第3節 計画の周知(みんなに伝える)

計画は、作っただけでは意味がありません。
住民に知ってもらい、理解してもらうことが必要です。

そのために、

- 町ホームページでの公開
- 概要版の作成・配布
- 地域での説明会
- 学習会・研修会の開催
- 学校・福祉関係機関との共有

などを通して、広く周知を図ります。

第4節 進捗管理と評価(きちんと振り返る)

計画は、定期的に見直します。

1 毎年の点検

- 施策が進んでいるか
- 課題は改善しているか

- 新しい問題が出ていないか

を毎年確認します。

2 中間見直し

社会情勢や制度の変更、人口構造の変化などに応じて、必要な見直しを行います。

3 住民の声を反映します

評価は、数字だけではなく、

- 当事者の声
- 家族の声
- 地域住民の声
- 専門職の声

を大切にします。

当事者の声は、社会的障壁を見つける大切な手がかりです。

本町の施策指標一覧

＜基本目標 1＞気づく力(1～9)

1) 学習会・研修会(社協 CSW が中心)

主担当:社協(CSW) | 協力:町、地区、民生委員、関係機関

KPI:①開催回数 ②参加者数 ③地区単位開催率 ④当事者講師登壇(回)

測定:開催記録、参加名簿、アンケート(自由記述含む)

頻度:半期・年度

目標:開催「年 6 回以上」/参加「延べ 50 人以上」/地区単位開催率「2 地区(50%)」/当事者講師登壇「年 2 回以上」

2) わかりやすい福祉情報の提供(情報発信)

主担当:町(福祉) | 協力:社協、広報、関係機関

KPI:①HP 更新回数 ②回覧板福祉情報回数 ③SNS 投稿回数 ④福祉マップ進捗

測定:広報・Web 更新ログ、回覧記録、SNS ログ、制作物(マップ)

頻度:四半期・年度

目標:HP 更新「月 1 回以上」/回覧板「年 6 回」/SNS「週 1 回(年 50 回程度)」/福祉マップ「令和 10 年度完成」

3) 当事者・家族の声の反映

主担当:社協・町 | 協力:当事者団体、関係機関

KPI:①当事者参画(登壇・協力)回数 ②意見聴取回数 ③改善提案数 ④反映数

測定:会議録、講師記録、提案書、反映一覧

頻度:年度

目標:当事者参画「年 2 回以上」/意見聴取「年 2 回以上」/改善提案「5 件以上」/反映「2 件以上」

※社協案の「当事者講師登壇」を本施策にも連動させています。

4) サロンづくり支援(居場所)

主担当:社協 | 協力:町、地区、ボラセン、関係団体

KPI:①サロン数 ②開催回数 ③参加者(延べ)

測定:活動報告、参加記録

頻度:半期・年度

目標:サロン「2 地区で各 1 か所以上(合計 2 か所以上)」／開催「年 24 回以上(各
地区月 1 回目安)」／参加「延べ 200 人以上」

5)隣組・自治会のつながり活性化

主担当:町(地域) | 協力:社協、自治会連合、民生委員

KPI:①地区会議回数 ②参加者数 ③地区単位の見守り実施状況

測定:自治会報告、会議録、活動記録

頻度:年度

目標:地区会議「各地区 年 4 回(合計 8 回)」／参加「延べ 160 人以上(1 回 20 人
× 8 回)」／見守り実施「2 地区で実施(50%)」

6)趣味・関心団体の把握と連携

主担当:社協(ボラセン) | 協力:町、教育・文化団体

KPI:①団体把握数 ②連携先数 ③連携会合回数

測定:団体台帳、会議録、連携記録

頻度:年度

目標:把握「年 10 団体以上」／連携「5 団体以上」／連携会合「年 2 回以上」

7)分野別ボランティア・リーダー育成

主担当:社協 | 協力:町、関係法人、医療・教育

KPI:①養成講座回数 ②受講者数 ③活動継続率

測定:研修記録、登録名簿、活動報告

頻度:年度

目標:講座「年 2 回以上」／受講者「年 50 人以上」／継続活動率「80%以上」

※社協案の「初期相談者養成(年 2 回・年 50 人)」と整合させ、地域活動の担い手育
成に統合しました。

8)福祉情報発信人材の育成(ICT 含む)

主担当:社協・町(広報) | 協力:地域 ICT 人材、学校等

KPI:①発信協力者数(編集・投稿協力)②SNS 運用継続率 ③福祉マップ制作参加者
数

測定:協力者登録、投稿ログ、制作会議録

頻度:年度

目標:協力者「10人以上」/SNS継続「週1回投稿を年間維持」/マップ制作参加「延べ20人以上」

9) 専門職の気づき力向上(研修・事例検討)

主担当:社協・町(福祉) | 協力:包括、医療、学校

KPI:①困難事例検討会回数 ②研修受講率 ③多機関連携会議回数

測定:研修記録、会議録、出席名簿

頻度:半期・年度

目標:困難事例検討会「年6回」/研修受講率「100%」/多機関連携会議「年2回」

<基本目標2>つなぎ力(10~15)

10)「つなぐ」気持ちの醸成

主担当:社協・町 | 協力:自治会、民生委員

KPI:①周知回数(説明・広報)②地区会議開催回数 ③参加者数

測定:広報記録、会議録、参加名簿

頻度:年度

目標:周知「年6回以上(回覧板6回と連動)」/地区会議「各地区年4回(合計8回)」/参加「延べ160人以上」

11) 民生委員との連携強化

主担当:町 | 協力:民生委員、社協

KPI:①定例連絡会回数 ②情報共有件数 ③早期対応につながった件数

測定:会議録、連携台帳

頻度:半期・年度

目標:連絡会「年6回以上」/情報共有「年60件以上」/早期対応「年40件以上」

12) 訪問によるつなぎ(アウトリーチ)

主担当:社協・町 | 協力:包括、保健、学校等

KPI:①アウトリーチ実施件数 ②支援につながった件数 ③つなぎ完了率

測定:訪問記録、支援開始記録、連携台帳

頻度:月次・年度

目標:アウトリーチ「年 50 件以上」/支援につながった件数「年 35 件以上」/つなぎ完了率「95%以上(100%を目指す)」

13)情報受付(多チャネル)整備

主担当:社協 | 協力:町(相談)、関係機関

KPI:①相談受付件数 ②受付チャネル数 ③一次対応までの平均日数

測定:受付台帳、対応ログ

頻度:四半期・年度

目標:相談受付「年 150 件」/チャネル「4 種類以上(窓口・電話・関係者経由・訪問等)」/一次対応「原則 3 日以内(90%)」

14)つなぎ方の見える化(匿名含む)

主担当:町 | 協力:社協、広報

KPI:①案内資料更新回数 ②回覧・配布回数 ③相談先認知率(簡易アンケート)

測定:資料、回覧記録、アンケート

頻度:年度

目標:資料「年 1 回以上更新」/回覧・配布「年 6 回(回覧板と連動)」/認知率「60%以上」

15)安心してつなげる雰囲気づくり(プライバシー)

主担当:町(個人情報管理) | 協力:社協、関係機関

KPI:①守秘・倫理研修回数 ②個人情報・苦情対応件数 ③相談しやすさ(アンケート)

測定:研修記録、苦情台帳、アンケート

頻度:年度

目標:研修「年 2 回以上」/重大苦情「0 件」/相談しやすさ「肯定 70%以上」

<基本目標 3>相談力(19~27)

19)身近な相談員(社協 CSW 等)の充実

主担当:社協 | 協力:町、関係機関

KPI:①常勤 CSW 配置数 ②相談件数 ③つなぎ完了率

測定:職員配置、相談記録、連携台帳

頻度:月次・年度

目標:常勤 CSW「3 名以上」/相談「年 150 件」/つなぎ完了率「95%以上」

20) 相談員同士の連携強化

主担当:町 | 協力:社協、包括、学校、医療

KPI:①困難事例検討会回数 ②多機関連携会議回数 ③共同対応件数

測定:会議録、ケース記録

頻度:半期・年度

目標:困難事例検討会「年 6 回」/多機関連携会議「年 2 回」/共同対応「年 30 件以上」

21) 地域福祉推進員の育成(地区推進員)

主担当:社協 | 協力:町、地区

KPI:①地区推進員数 ②地区会議回数 ③活動実施数

測定:名簿、会議録、活動報告

頻度:年度

目標:推進員「5 名×2 地区=10 名」/地区会議「各地区 年 4 回(計 8 回)」/活動「年 50 回以上」

22) 総合相談窓口(ワンストップ)強化

主担当:町 | 協力:社協、包括、保健

KPI:①相談受付件数(町+社協の連携件数)②初回→方針決定までの期間 ③紹介回数

測定:相談台帳、対応ログ

頻度:四半期・年度

目標:連携相談「年 150 件(社協受付と整合)」/方針決定「14 日以内 80%」/紹介回数「平均 2 回以内」

23) 相談員ネットワーク形成

主担当:町 | 協力:関係機関

KPI:①参加機関数 ②連携会合回数 ③連絡調整の迅速性(自己評価)

測定:参加名簿、会議録、アンケート

頻度:年度

目標:参加機関「10 機関以上」/会合「年 2 回以上」/迅速性「肯定 80%以上」

24) 訪問相談の充実(支援につながりにくい層)

主担当:社協・町 | 協力:学校、保健、医療

KPI:①アウトリーチ件数 ②継続支援移行件数 ③危機対応初動時間

測定:訪問記録、支援計画、対応ログ

頻度:月次・年度

目標:アウトリーチ「年 50 件以上」/継続支援移行「年 30 件以上」/初動「48 時間以内 90%」

25) 専門職支援(SV・資格支援)

主担当:社協・町 | 協力:外部 SV

KPI:①SV 実施回数 ②研修受講率 ③負担感(簡易尺度)

測定:SV 記録、研修記録、アンケート

頻度:年度

目標:SV「年 2 回以上」/受講率「100%」/負担感「改善(前年差)」

26) 退職専門職の活用

主担当:社協・町 | 協力:関係団体

KPI:①登録者数 ②助言・講師回数 ③貢献事例数

測定:登録台帳、活動記録

頻度:年度

目標:登録「5 人以上」/活動「年 10 回以上」/貢献事例「5 件以上」

27) 大学等との連携

主担当:町 | 協力:大学・研究機関、社協

KPI:①連携協議回数 ②共同事業数 ③成果の地域還元(研修・報告会)

測定:協定、会議録、実施記録

頻度:年度

目標:協議「年 2 回以上」/共同事業「年 1 事業以上」/還元機会「年 1 回以上」

<基本目標 4> サービス力(28~36)

28) 専門職の力の強化(連携)

主担当:町 | 協力:社協、事業所、医療

KPI:①精神保健連携会議回数 ②多機関連携会議回数 ③複合事例対応件数

測定:会議録、ケース記録

頻度:半期・年度

目標:精神保健連携会議「年1回」/多機関連携会議「年2回」/複合事例対応「年6件以上」

29) 地域の助け合いサービス増(見守り体制を含む)

主担当:社協 | 協力:町、地区

KPI:①見守り登録者数 ②見守り実施世帯数 ③継続活動率

測定:登録台帳、活動記録

頻度:四半期・年度

目標:見守り登録者「50名」/見守り実施世帯「50世帯」/継続活動率「80%以上」

30) サービスの使い方支援(制度理解)

主担当:町 | 協力:社協、包括

KPI:①個別案内件数 ②手続き完了率 ③支援登録(精神障がい等)件数

測定:申請支援台帳、連携記録

頻度:半期・年度

目標:個別案内「年100件以上」/完了率「85%以上」/精神障がい者地域支援登録「年10件」

31) 事業所連携の強化

主担当:町 | 協力:事業所連絡会、社協

KPI:①連絡会回数 ②合同研修回数 ③改善事例数

測定:会議録、研修記録、事例集

頻度:年度

目標:連絡会「年2回以上」/合同研修「年1回以上」/改善事例「5件以上」

32) 社会福祉法人・NPO との協働

主担当:町 | 協力:法人・NPO、社協

KPI:①協働事業数 ②地域貢献活動回数 ③情報公開の実施率

測定:事業報告、公開状況

頻度:年度

目標:協働「2事業以上」/地域貢献「年6回以上」/情報公開「実施率80%以上」

33) 当事者と一緒に考える場づくり

主担当:社協・町 | 協力:当事者団体

KPI:①座談会開催回数 ②延べ参加者 ③改善提案数

測定:議事録、参加名簿、提案一覧

頻度:年度

目標:座談会「年2回」/延べ参加者「年50人」/改善提案「5件以上」

34) 法人職員の地域還元(講師等)

主担当:社協 | 協力:法人、町

KPI:①講師派遣回数 ②参加者数 ③理解度

測定:研修記録、アンケート

頻度:年度

目標:派遣「年6回以上」/参加「延べ150人以上」/理解度「肯定80%以上」

35) サービス利用支援者の育成(福祉サポーター)

主担当:社協 | 協力:町、関係機関

KPI:①養成人数 ②継続活動率 ③支援実施件数

測定:研修記録、活動記録

頻度:年度

目標:養成「50名」/継続活動率「80%以上」/支援実施「年100回以上」

36) 利用者同士のつながりづくり

主担当:社協 | 協力:事業所、当事者団体

KPI:①交流会回数 ②参加者数 ③安心感・孤立感(簡易質問)

測定:記録、アンケート

頻度:年度

目標:交流会「年2回以上」/参加「延べ40人以上」/安心感「肯定70%以上」

<基本目標5> 助け合い力(37~45)

37) 隣組・自治会と協力(見守り)

主担当:町(地域) | 協力:社協、自治会、民生委員

KPI:①見守り対象把握率 ②見守り実施世帯 ③地区社協設置数

測定:対象台帳、活動報告、設置記録

頻度:年度

目標:対象把握率「50%以上」/見守り実施世帯「50世帯」/地区社協設置「2地区」

38) 見守り支援員の育成

主担当:社協 | 協力:町、地区

KPI:①養成人数 ②継続活動率 ③見守り実施回数

測定:研修・活動記録

頻度:年度

目標:養成「50名」/継続活動率「80%以上」/見守り実施「年200回以上」

39) 福祉の心(文化)づくり

主担当:社協・町 | 協力:学校、地区

KPI:①町民座談会回数 ②延べ参加者 ③参加意識(簡易アンケート)

測定:実施記録、アンケート

頻度:年度

目標:座談会「年2回」/延べ参加者「年50人」/参加意識「肯定60%以上」

40) 社会福祉法人の地域活動応援

主担当:町 | 協力:法人、社協

KPI:①地域貢献活動回数 ②参加者数 ③支援につながった件数

測定:実施報告、連携記録

頻度:年度

目標:地域貢献活動「年6回以上」/参加「延べ150人以上」/支援につながった件数「年10件以上」

41) 地域資源の連結(資源マップ等)

主担当:社協 | 協力:町、企業、団体

KPI:①福祉マップ完成度 ②資源登録数 ③資源活用件数

測定:制作物、資源台帳、活用記録

頻度:半期・年度

目標:福祉マップ「令和10年度完成」/資源登録「50資源以上」/活用「年50件以上」

42)ICT活用(見守り・交流)

主担当:町(DX/福祉)|協力:社協、企業

KPI:①SNS週1投稿の継続 ②オンライン参加機会数 ③参加者数

測定:投稿ログ、実施記録

頻度:四半期・年度

目標:SNS「週1回投稿を年間維持」/オンライン参加機会「年12回以上」/参加者「延べ100人以上」

43)助け合い人材の発掘

主担当:社協|協力:地区、企業、団体

KPI:①福祉サポーター数 ②継続活動率 ③見守り実施世帯

測定:登録・活動記録

頻度:年度

目標:福祉サポーター「50名」/継続率「80%以上」/見守り実施世帯「50世帯」

44)当事者・家族の力の活用(ピア等)

主担当:社協・町|協力:当事者団体

KPI:①当事者協力回数 ②当事者講師登壇回数 ③安心感(アンケート)

測定:活動記録、講師記録、アンケート

頻度:年度

目標:当事者協力「年4回以上」/登壇「年2回以上」/安心感「肯定80%以上」

45)ICTを使った新しい参加(オンライン等)

主担当:社協・町|協力:関係団体

KPI:①オンライン参加機会数 ②延べ参加者数 ③外出困難者の参加割合(任意)

測定:実施記録、参加属性(任意)

頻度:年度

目標:参加機会「年12回以上」/延べ参加者「年100人以上」/外出困難者割合「30%以上(把握できる範囲で)」

令和7年度 舟形町地域福祉計画等策定委員会名簿

<委員>

NO.	分 野	氏 名	所 属	役職等
1	民生児童委員	庄司 正宏	舟形町民生児童委員協議会	会長
2	障がい者、地域福祉に関係する方	沼澤 一義	舟形町身体障がい者協会	会長
3	同上	八鍬 三郎	舟形町手をつなぐ育成会	会長
4	高齢者福祉に関係する方	叶内 富夫	舟形町老人クラブ連合会	会長
5	児童福祉に関係する方	梅津 正枝	舟形町民生児童委員協議会	主任児童委員
6	障がい者福祉に関する事業者	坂上 洋	障がい者支援施設「光生園」	施設長
7	同上	木島 真央	メイ・ソリューション(株)、NPO 法人せんだいアビリティネットワーク	代表取締役、副理事長兼事務局長
8	社会福祉協議会 CSW	生駒 憲彦	舟形町社会福祉協議会	社会福祉士
9	社会福祉協議会 CSW	渡邊 竜磨	舟形町社会福祉協議会	

学識経験者

NO.	所 属	氏 名	役職等
1	福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科	佐野 治	教授

<事務局>

NO.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	舟形町健康福祉課	課 長	沼澤 一征	
2	同上	課長 補佐	大場 君博	

第五期舟形町地域福祉計画
第二期舟形町地域福祉活動計画

発行日 令和8年3月

発行 舟形町

舟形町社会福祉協議会

〒999-4601

山形県最上郡舟形町舟形263

電話(0233) 32-2111